

令和 4 年定例会 予算決算常任委員会
環境生活農林水産分科会 説明資料

◎ 所管事項説明

1 令和 5 年度当初予算要求状況について

令和 4 年 12 月

環境生活部

1 令和5年度当初予算要求状況について

目次

頁

(令和5年度当初予算要求状況 資料1より抜粋)

令和5年度 当初予算の要求状況	1
----------------------------------	---

(令和5年度当初予算要求状況 資料2より抜粋)

「みえ元気プラン」取組概要

1-2 地域防災力の向上	2	(10)
3-1 犯罪に強いまちづくり	8	(52)
○3-2 交通安全対策の推進	14	(58)
○3-3 消費生活の安全確保	18	(62)
○4-1 脱炭素社会の実現	22	(72)
○4-2 循環型社会の構築	26	(76)
○4-4 生活環境の保全	32	(84)
11-4 水の安定供給と土地の適正な利用	36	(198)
○12-1 人権が尊重される社会づくり	40	(202)
○12-2 ダイバーシティと女性活躍の推進	46	(208)
○12-3 多文化共生の推進	52	(214)
14-6 学びを支える教育環境の整備	54	(260)
15-1 子どもが豊かに育つ環境づくり	60	(266)
○16-1 文化と生涯学習の振興	68	(292)
行政運営1 総合計画の推進	74	(306)

(注) ○印は環境生活部が主担当部局となる施策

()内は令和5年度当初予算要求状況 資料2の頁番号

(令和5年度当初予算要求状況 参考資料(2)より抜粋)

新規事業一覧	78
-------------------------	----

重点施策枠事業一覧	79
----------------------------	----

大規模臨時的経費事業一覧	80
-------------------------------	----

新型コロナウイルス感染症等対応枠事業一覧	81
---------------------------------------	----

事業の見直し

事業の見直し一覧	82
事業の見直し調書	83

令和5年度当初予算の要求状況

※環境生活部関係抜粋

1. 令和5年度当初予算 部別要求額一覧(一般会計)

【事業費ベース】 (単位：億円、%)

部 名	令和5年度 要求額 (A)	令和4年度 当初予算額 (B)	増減額 (A)-(B)=(C)	伸び率 (C)／(B)
環境生活部	190	205	▲15	▲7.4

【一般財源等ベース】 (単位：億円、%)

部 名	令和5年度 要求額 (A)	令和4年度 当初予算額 (B)	増減額 (A)-(B)=(C)	伸び率 (C)／(B)
環境生活部	108	106	2	1.7

※令和5年度当初予算要求状況 資料1から抜粋

2. 令和5年度要求額と令和4年度当初予算額との部別増減要因(一般会計)

(単位：億円、上段：事業費 下段：一般財源)

部 名	増減のあった主な要求内容	令和5年度 要求額 (A)	令和4年度 当初予算額 (B)	増減額 (A)-(B)
環境生活部	県有施設脱炭素化推進事業費 (県有施設における脱炭素に向けた太陽光発電施設等の 整備による皆増)	5.6	—	5.6
要求額		0.6	—	0.6
事業費 190 億円				
一般財源 108 億円	総合文化センター舞台関連主設備計画修繕等事業費 (総合文化センター舞台関連設備の改修工事の実施等 による増)	4.1	0.4	3.8
対前年度増減		0.4	0.0	0.4
事業費 ▲15 億円				
一般財源 +2 億円	環境修復後の保全管理事業費 (産業廃棄物不適正処理事案に係る行政代執行終了 等による減)	0.6	31.4	▲30.8
		0.6	3.7	▲3.0

※令和5年度当初予算要求状況 資料1から抜粋

施策の目標

(めざす姿)

地域や学校における防災に関する取組が継続的に行われることで、夜間に地震や突発的な豪雨が発生した場合など通常より避難が困難な状況であっても、すべての避難を必要とする人が適切に避難できる地域づくりが進むとともに、災害を「我が事」としてとらえ自ら進んで防災情報をホームページ等から収集するなど県民の皆さんの防災意識が高まり、日ごろから災害への備えが進んでいます。

(課題の概要)

人口減少と高齢化の一層の進展により、地域の防災活動を担う人材が不足するとともに、災害時の避難行動に支援を要する人が増加し、地域における日ごろからの災害への備えが求められています。

現状と課題

- ①近い将来の発生が想定される南海トラフ地震や激甚化・頻発化する風水害に備えるため、「みえ防災・減災センター」と連携し、県民の「自助」や地域の「共助」による防災活動を支援する防災人材の育成をはじめ、シンポジウムの開催や「みえ防災・減災アーカイブ」の活用による県民の防災意識の醸成、課題に応じた研修会の実施や防災相談への対応など市町や企業等の支援に取り組んでいます。今後も育成した人材を活用するとともに、さまざまな防災関係機関、県民等が相互に連携し、防災対策に取り組む必要があります。
- ②市町における津波避難対策は着実に進んでいますが、その効果をより確かなものにするため、これまで実施してきた対策の検証を行う必要があります。南海トラフ地震による津波から県民の命を守るため、津波から迅速かつ安全に避難できるかについて検証を行い、必要な対策を促進する必要があります。
- ③避難所の適切な運営や避難所における感染症対策に関するアセスメントを実施しています。また、災害リスクの高い区域に立地する社会福祉施設における実効性のある避難対策を進めるため、モデル施設を選定の上、課題の洗い出しと訓練による解決策の検証に取り組んでいます。今後も、県民の適切な避難行動を促進するための取組を支援する必要があります。
- ④少子高齢化の進展により、地域の防災活動を担う若い人材が不足し、若者の参画が進まない現状があります。地域における防災活動を持続的に推進するためには、若者の防災意識の向上を図り、次代の地域防災を担う人材を育成する必要があります。

- ⑤ハザードマップの作成や地域の避難計画、避難行動要支援者の個別避難計画の策定など、市町が取り組む風水害対策や南海トラフ地震対策の充実・強化について、地域減災力強化推進補助金による支援を行っています。また、同補助金を活用して、避難所運営マニュアルの作成や新型コロナウイルス感染症対策に必要な資機材整備など、市町による避難所の運営・環境整備の取組を支援しています。さらに、海拔ゼロメートル地帯の広域避難対策として、桑員地域2市2町及び三泗地区1市3町における広域避難に関する取組を支援しています。引き続き、市町が実施する防災・減災対策の取組を支援する必要があります。
- ⑥災害時の県民の適切な避難行動を促進するとともに、県民の防災意識の向上を図るため、気象や災害に関する防災情報を、ホームページやSNSなどさまざまな手段を用いてわかりやすく提供しています。今後も、避難を必要とするすべての人が適切に避難を行えるよう、きめ細かな防災情報を多様な媒体により迅速にわかりやすく提供する必要があります。
- ⑦「みえ災害ボランティア支援センター（MVSC）」の運営に参画し、MVSCの参画団体が実施する研修会等へ参加することにより、MVSCとの連携強化を図っています。引き続き、大規模災害時に、県内外からのボランティアや専門性を有するNPO等が、円滑かつ効果的に支援活動ができる環境を充実・強化する必要があります。
- ⑧防災ノートを県内の小学校、中学校、高校、特別支援学校等の新入生等に配付するとともに、防災ノートと1人1台学習端末を組み合わせた防災教育に取り組んでいます。引き続き、防災ノートと新たに作成したデジタルコンテンツを活用して、効果的な防災学習を進める必要があります。
- ⑨防災に関する専門的な知識・スキルを持つ教職員を養成するため、学校防災リーダー等教職員研修を実施するとともに、学校が実施する体験型防災学習や防災訓練等の取組を支援しています。本県の高校生が東日本大震災の被災地を訪問し、ボランティア活動や交流学习に取り組むこととしています。引き続き、研修等を通じて、教職員の防災意識と指導力の向上を図るとともに、被災地との交流に取り組む必要があります。
- ⑩学校の危機管理マニュアルの改訂や避難訓練、防災教育の実践方法等について、市町や県立学校に指導・助言を行っています。また、災害時の学校運営に関する専門的な知識や実践的な対応能力を備えた教職員による災害時学校支援チームについて、スキルアップ研修を開催し、隊員の資質向上を図っています。今後も市町等と連携して、学校の防災対策の強化に向けた取組を推進する必要があります。

令和5年度の取組方向

防災対策部

- ①「みえ防災・減災センター」と連携し、県民の「自助」や地域の「共助」による防災活動を支援する人材を育成するとともに、みえ防災人材バンクへの登録を進め、登録した人材を地域の防災活動へ派遣します。また、県民の防災意識の醸成につながるシンポジウムや研修会、みえ防災・減災アーカイブを活用した普及啓発を行うとともに、企業や市町・自主防災組織等の活動支援に取り組みます。

- ②有識者の助言を得ながら、夜間など避難が困難な状況であっても津波から迅速かつ安全に避難できるかの観点で、これまでの津波避難対策の実効性について検証を行うとともに、ハード・ソフトを組み合わせながら、課題解決のための対策を行う市町に対し支援を行います。
- ③感染症対策をふまえた避難所運営について、アセスメントの実施などにより運営に携わる自主防災組織等の対応力向上を図ります。また、災害リスクの高い区域に立地する社会福祉施設における実効性のある避難対策を促進します。
- ④県内の学生等を地域防災の担い手として育成し、その方々が若年層の防災意識の向上を図るとともに、他の若者を巻き込んで地域で防災活動を行うことにより、災害に強い地域づくりを進めます。
- ⑤市町が取り組む風水害対策や南海トラフ地震対策の充実・強化、避難所運営マニュアルの作成や避難所における新型コロナウイルス感染症対策の取組、海拔ゼロメートル地帯での広域避難を含めた避難対策を支援します。
- ⑥「防災みえ.jp」のホームページやメール・SNSにより気象や災害に関する防災情報を県民に迅速にわかりやすい表現で提供することで、県民の適切な避難行動を促進します。

環境生活部

- ⑦大規模災害時に県内外からの災害ボランティアを円滑に受け入れられるよう、「みえ災害ボランティア支援センター」の運営に参画します。また、研修会の開催等を通じ、市町・社会福祉協議会・NPO等と連携して市町における受援体制の整備の支援に取り組みます。

教育委員会

- ⑧県内の小学校、中学校、高校、特別支援学校等の新入生等に防災ノートを配付するとともに、防災タウンウォッチングや避難訓練など、防災教育のさまざまな場面で1人1台学習端末を活用した取組を推進します。また、保護者と児童生徒が、防災ノートや地震体験動画などの防災教育用デジタルコンテンツを活用して、家庭の防災対策を話し合うことを促進するなど、家庭における防災の取組を進めます。
- ⑨家庭や地域と連携した学校の体験型防災学習等を支援するとともに、学校防災リーダー等教職員を対象とする防災研修に、学校危機管理マニュアルの改訂のポイントや1人1台学習端末を活用した防災授業の指導方法を取り入れるなど、教職員の防災意識と指導力の向上を図ります。また、県内の中高生を東日本大震災の被災地に派遣し、現地の方との交流や学習を通して、災害時に地域で自ら行動できる防災人材の育成に取り組みます。
- ⑩学校の危機管理マニュアルの改訂や避難所運営にかかる訓練等について、市町や県立学校への指導助言を行うとともに、災害時学校支援チーム隊員のスキルアップを図り、県内外で災害が発生した際には、被災した学校にチーム隊員を派遣して、教育再開等の支援を行います。

KPI（重要業績評価指標）

項目 (項目の説明)	令和3年度	4年度 目標値 実績値	5年度 目標値 実績値	8年度 目標値 実績値
	現状値			
地域で夜間避難に資する取組を新たに実施した市町数 (夜間の避難を想定し、訓練や避難路の確認等を新たに実施した市町数)		6市町	12市町	29市町
	—	—	—	—
県が防災情報を提供するホームページのアクセス数 (県が防災情報を提供するツールである防災みえ.jpのホームページのアクセス数)		3,247千件	3,279千件	3,375千件
	3,215千件	—	—	—
津波避難対策として一時避難施設の整備等に新たに取り組んだ市町数 (津波避難タワーをはじめとする一時避難施設の整備など、津波浸水想定区域内19市町の全ての要避難者が確実に避難できるよう、今後5年間で新たな対策に取り組んだ市町数)		4市町	8市町	19市町
	—	—	—	—
家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合 (家庭や自主防災組織、自治会などと、防災訓練などの取組を実施している公立小中学校および県立学校の割合)		85.0%	100%	100%
	75.0%	—	—	—

防災対策部

①（一部新）「みえ防災・減災センター」事業

（第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費）

予算額：(R4) 25,121千円 → (R5) 40,245千円

事業概要：「みえ防災・減災センター」と連携し、防災人材の育成やシンポジウム等による防災啓発に取り組むとともに、若者の防災意識の向上を図り、地域の防災活動への参画を促進することで、地域防災力の向上を図ります。また、津波避難対策の効果をより確かなものにするため、一時避難場所および避難路の整備や地域の避難計画作成等、これまで実施してきた津波避難対策の課題を抽出・整理し、より実効性のある対策を市町とともに進めます。

②（一部新）地域減災対策推進事業

（第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費）

予算額：(R4) 55,837千円 → (R5) 225,277千円

事業概要：南海トラフ地震による津波から県民の命を守るため、市町による一時避難場所・避難路整備等を支援します。また、地域の避難計画やハザードマップの作成等を促進するほか、避難行動要支援者の避難体制づくりや多様性に配慮した避難所運営にかかる環境整備等に対して支援を行います。さらに、県北部の海拔ゼロメートル地帯を有する市町を対象とした避難施設等の整備に対する支援を行います。

③防災情報プラットフォーム事業

（第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費）

予算額：(R4) 66,652千円 → (R5) 93,044千円

事業概要：避難を必要とするすべての人が適切に避難を行えるよう、きめ細かな防災情報を多様な媒体により迅速にわかりやすく提供するため、防災情報プラットフォームについて適切に維持管理を行います。また、システムの安定的な運用のため、サーバーの更新を行います。

環境生活部

④災害ボランティア支援等事業

（第2款 総務費 第5項 生活文化費 1 生活対策費）

予算額：(R4) 8,533千円 → (R5) 8,536千円

事業概要：大規模災害時に県内外からの災害ボランティアを円滑に受け入れられるよう、「みえ災害ボランティア支援センター」の運営に参画します。また、研修会や訓練への参加等を通じ、市町・社会福祉協議会・NPO等と連携して市町における受援体制の整備の支援に取り組めます。

教育委員会

⑤学校防災推進事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 2 事務局費)

予算額：(R4) 21,738千円 → (R5) 12,186千円

事業概要：防災ノートを新入生等に配付するとともに、防災ノートと防災教育用デジタルコンテンツを組み合わせた防災教育を推進します。また、体験型防災学習等の支援、学校防災リーダー等教職員を対象とした防災研修、高校生による東日本大震災の被災地でのボランティア活動や交流学习を実施します。

⑥災害時学校支援事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 2 事務局費)

予算額：(R4) 561千円 → (R5) 500千円

事業概要：避難所の開設・運営や学校の再開準備、児童生徒の心のケアなど、災害時の学校運営に関する専門的な知識や実践的な対応能力を備えた教職員による「三重県災害時学校支援チーム」において、大規模災害発生時には隊員を被災した学校に派遣して、学校教育の早期再開を支援します。また、民間団体・企業等との連携による災害時の子ども支援の仕組みづくりを進め、市町との連携につなげます。

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんが安全で安心して暮らせる、犯罪の起きにくい社会を構築するため、市町や地域住民、防犯ボランティア団体等との連携による犯罪防止に向けた取組や、県民の皆さんに不安を与える犯罪の早期検挙、これら警察活動を支える基盤の強化が推進されています。また、犯罪被害者等を支える社会の形成に向けて、犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細かな支援が途切れることなく提供されています。

(課題の概要)

子どもや女性が被害に遭う性犯罪や重要犯罪、ストーカー・DV事案や高齢者等を狙った特殊詐欺、サイバー犯罪が高止まりするなど、治安情勢は予断を許さない状況にあり、犯罪防止の取組と犯罪の早期検挙が求められています。また、「三重県犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等への支援体制を底上げすることが求められています。

現状と課題

- ①犯罪の悪質化・巧妙化、取調べをめぐる環境の変化等に伴って客観証拠の重要性が高まる中、防犯カメラ画像の収集とその分析に多大な時間と捜査力を要していることから、捜査資機材を整備し、活用することで、捜査の効率化、人的資源の有効活用を図る必要があります。
- ②鑑定機器の増加等に伴い、本部庁舎内にある科学捜査研究所の狭隘化が進んでいることから、鑑定環境の改善と鑑定の高度化・効率化を図るため、独立庁舎を整備する必要があります。
- ③老朽化した警察署の建て替え及び長寿命化を計画的に進め、地域の治安維持、災害対策の拠点となる警察施設を適正に維持管理する必要があります。また、パトカー等の車両の配備、装備資機材の充実により警察活動を支える基盤を強化し、効果的な警察活動を推進する必要があります。
- ④極めて深刻な情勢にあるサイバー空間の脅威に対処するため、高度化・複雑化するサイバー犯罪の取締りを強化するほか、サイバー犯罪に関する相談が後を絶たないことから、被害防止対策を推進するなど、サイバー空間の安全安心の確保に向けた取組を推進する必要があります。
- ⑤子どもや女性、高齢者等が被害に遭う犯罪は後を絶たず、通学路等における子どもの安全確保、高齢者が特殊詐欺被害に遭わないための取組が求められていることから、市町や地域住民、ボランティア団体等との連携の下、各種犯罪の未然防止に向けた取組を推進する必要があります。
- ⑥令和5年度には、国内でG7広島サミットが開催されるほか、県内でもG7三重・伊勢志摩交通大臣会合が開催されます。こうした大規模行事に出席する国内外要人等の身の安全を確保するとともに、行事の円滑な進行を確保するため、警備に万全を期する必要があります。

- ⑦「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム・第2弾」に基づき、安全で安心な三重のまちづくりをオール三重で推進しています。防犯活動の担い手不足や高齢化、県民の治安に対する不安感に対応するため、自主防犯活動の活性化や意識啓発に取り組む必要があります。
- ⑧「三重県犯罪被害者等支援条例」をふまえて策定した「三重県犯罪被害者等支援推進計画」（令和元年12月）に基づき、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

令和5年度の実行方針

警察本部

- ①デジタル技術を活用した画像分析機器を導入するほか、DNA型の鑑定や解析を緻密かつ効率的に実施できるよう科学捜査研究所の独立庁舎の整備を進めるなどし、捜査支援分析、科学捜査の強化を図り、重要犯罪を始め、暴力団犯罪、窃盗や特殊詐欺を集団で敢行する組織犯罪、サイバー犯罪など、県民の皆さんに不安を与える犯罪の早期検挙に取り組めます。
- ②令和4年度に引き続き、老朽化、狭隘化が著しい大台警察署について災害等有事の際の即応体制、災害活動拠点としての機能に配慮しつつ、人口減少・高齢化社会に適応した庁舎の建替整備に取り組めます。また、老朽化した尾鷲警察署を大規模改修して長寿命化するとともに、来庁者が利用しやすい施設となるよう整備を進めます。
- ③老朽化した駐在所の建て替え、長寿命化に取り組むとともに、パトカー等の車両の配備、山岳事故等の救助活動に必要な装備資機材の充実を図るなど、警察活動を支える基盤の整備に取り組めます。
- ④サイバー空間の脅威に的確に対処するため、サイバー犯罪捜査の中核となる専門的な捜査員の育成に取り組むとともに、演習環境の高度化及び情報技術解析に用いる資機材の整備等を推進します。
- ⑤県民の皆さんが安全で安心して暮らせる、犯罪の起きにくい社会の実現に向け、市町や地域住民、ボランティア団体等との連携の下、特殊詐欺をはじめとする各種犯罪を未然に防ぎ、社会全体で良好な治安が保たれるよう取組を推進します。
- ⑥県内外で開催される大規模行事を見据え、テロの未然防止に向けて、県民の皆さんの理解と協力の下、官民一体となった各種テロ対策を強化します。

環境生活部

- ⑦持続可能な地域防犯を促進するため、新たに事業者の協力を得た女性・子どもをはじめとする地域の見守り活動を推進するとともに、体感治安の向上につなげるため、防犯活動の「見える化」を図ります。また、現行の「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム（第2弾）」が終了することから、これまでの成果や課題、県民意識の変化や近年の犯罪情勢・傾向等をふまえ、新たなプログラム（第3弾）の策定に取り組めます。

⑧犯罪被害者等の状況に応じた必要な支援を適切に行うため、関係機関との顔の見える関係づくりや支援従事者研修会等の開催を通じて、総合的な支援体制を強化します。また、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進するため、犯罪被害者等に対する県民の皆さんの理解を深める取組を推進します。さらに、現行の「三重県犯罪被害者等支援推進計画」が終了することから、これまでの成果・課題を検証し、取組のさらなる強化につながるよう計画の見直しを行います。

KPI（重要業績評価指標）

項目 (項目の説明)	令和3年度	4年度	5年度	8年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
刑法犯認知件数 (刑法犯(道路上の交通事故に係る業務上(重)過失致死傷を除く)について、1年間に被害の届出や告訴・告発を受理した件数)	7,410件	6,900件未満 —	6,300件未満 —	5,000件未満 —
特殊詐欺認知件数 (特殊詐欺について、1年間に被害の届出を受理した件数)	110件	107件未満 —	104件未満 —	95件未満 —
重要犯罪の検挙率 (重要犯罪に係る当該年の認知件数に対する検挙件数の割合)	89.7%	95%以上 —	95%以上 —	95%以上 —
犯罪被害者等支援従事者数 (犯罪被害者等支援体制の充実・強化のため、犯罪被害者等の対応力(知識・技能)を習得・向上させる研修会に参加した市町、関係機関の延べ職員数)	177人	257人 —	337人 —	577人 —

主な事業

警察本部

①(一部新)捜査支援システム整備事業

(第9款 警察費 第2項 警察活動費 2 刑事警察費)

予算額：(R4) 60,137千円 → (R5) 166,965千円

事業概要：デジタル技術を活用した画像分析機器を導入するなど、犯罪の早期検挙に向けた取組を推進します。

②庁舎等施設整備事業(科学捜査研究所整備事業)

(第9款 警察費 第1項 警察管理費 4 警察施設費)

予算額：(R4) 28,075千円 → (R5) 77,245千円

事業概要：緻密かつ効率的な鑑定を可能とする科学捜査研究所の独立庁舎整備に向け、令和4年度に引き続き、実施設計を行います。

③警察署庁舎整備事業

(第9款 警察費 第1項 警察管理費 4 警察施設費)

予算額：(R4) 111,783千円 → (R5) 449,057千円

事業概要：大台警察署の建築工事を行います。また、老朽化した尾鷲警察署の大規模改修工事に着手することから、仮設庁舎での運用を開始します。

④警察官駐在所等整備事業

(第9款 警察費 第1項 警察管理費 4 警察施設費)

予算額：(R4) 212,179千円 → (R5) 151,103千円

事業概要：駐在所の建替整備、長寿命化に取り組むとともに、老朽化した交番・駐在所の長寿命化に向けた施設の調査を実施します。

⑤警察施設適正管理事業

(第9款 警察費 第1項 警察管理費 4 警察施設費)

予算額：(R4) ー千円 → (R5) 318,444千円

事業概要：警察署等の警察施設の計画的な維持修繕を進めることにより、施設の安全性を維持するとともに、利用者の利便性の向上を図ります。

⑥(一部新)地域警察事業

(第9款 警察費 第2項 警察活動費 2 刑事警察費)

予算額：(R4) 2,156千円 → (R5) 10,463千円

事業概要：山岳遭難発生時の捜索救助活動に必要な装備資機材を整備するほか、警察官の捜索救助技術の練度向上を図るなど、地域警察活動の充実に向けた取組を推進します。

⑦(一部新)サイバー犯罪対処能力向上事業

(第9款 警察費 第2項 警察活動費 2 刑事警察費)

予算額：(R4) 5,714千円 → (R5) 27,157千円

事業概要：サイバー犯罪捜査に精通した人材を育成するため、演習環境の高度化に取り組むとともに、情報技術解析に用いる資機材の整備を図るなど、サイバー犯罪への対処能力向上に向けた取組を推進します。

⑧地域安全活動推進事業

(第9款 警察費 第2項 警察活動費 2 刑事警察費)

予算額：(R4) 5,254千円 → (R5) 5,371千円

事業概要：犯罪の起きにくい社会を実現するため、防犯ボランティア団体への支援を通じた活動の活性化を図るとともに、防犯情報を県民に広く提供するなど、各種犯罪の防止に向けた取組を推進します。

⑨（一部新）特殊詐欺被害防止対策事業

（第9款 警察費 第2項 警察活動費 2 刑事警察費）

予算額：(R4) 899千円 → (R5) 9,543千円

事業概要：特殊詐欺被害防止イベント等による県民の警戒心・抵抗力を向上させる防犯指導、広報啓発を推進するほか、自動通話録音警告機の貸与事業を通じ、被害防止に有効な機器の設置促進を図るなど、特殊詐欺被害の防止に向けた取組を推進します。

⑩（新）不法投棄防止対策事業

（第9款 警察費 第2項 警察活動費 2 刑事警察費）

予算額：(R4) ー千円 → (R5) 9,820千円

事業概要：ドローン等の装備資機材を整備し、悪質な廃棄物の不法投棄事件の早期発見・検挙に取り組むほか、関係機関と連携した広報啓発活動を推進するなど、不法投棄防止に向けた取組を推進します。

⑪（新）テロ等対策事業（G7三重・伊勢志摩交通大臣会合開催に伴う警備）

（第9款 警察費 第2項 警察活動費 2 刑事警察費）

予算額：(R4) ー千円 → (R5) 30,875千円

事業概要：G7三重・伊勢志摩交通大臣会合の開催を見据え、テロの未然防止を図るため、県民の皆さんの理解と協力の下、官民一体となった各種テロ対策の強化に向けた取組を推進します。

環境生活部

⑫安全安心まちづくり事業

（第2款 総務費 第5項 生活文化費 1 生活対策費）

予算額：(R4) 623千円 → (R5) 560千円

事業概要：「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム・第2弾」に基づき、県民の皆さんや事業者等さまざまな主体と協働しながら、犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり実現に向けた取組を進めます。また、県民の体感治安向上に向け、防犯活動の「見える化」に取り組めます。

⑬犯罪被害者等支援事業

（第2款 総務費 第5項 生活文化費 1 生活対策費）

予算額：(R4) 7,254千円 → (R5) 6,428千円

事業概要：「三重県犯罪被害者等支援推進計画」に基づき、犯罪被害者等に寄り添った各種支援施策を推進するとともに、関係機関・団体が相互に連携する総合的な支援体制を整備します。また、犯罪被害者等が二次被害を受けないよう、県民の皆さんの理解促進を図ります。

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんの交通安全に対する理解が一層深まるよう、さまざまな主体と連携した交通安全教育や啓発活動が進むとともに、交通事故死者数や飲酒運転事故件数の減少に向けて、積極的な交通指導取締りや「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」に基づく取組、先進安全自動車の導入、交通環境の改善が図られています。

(課題の概要)

高齢化の進展に伴い、高齢運転者が当事者となる交通事故が増加するほか、生活道路や通学路等における交通事故の増加や飲酒運転による事故の発生が懸念されています。また、先進安全技術の進展や次世代モビリティの登場などにより、多様な交通主体全てが安全かつ快適に通行できる交通ルールの徹底が求められています。

現状と課題

- ①関係機関・団体等との連携した取組により、県内の交通事故死者数は長期的には減少傾向が続き、令和3年は、統計が残る昭和29年以降最少（62人）となったものの、未だに多くの尊い命が奪われていることから、交通事故実態に基づく効果的な対策を推進していく必要があります。
- ②本県では、交通事故死者に占める高齢者や交通弱者（歩行者、自転車乗車中）の割合が高い傾向が続いています。また、次代を担う子どもを交通事故から守ることは社会的要請であることから、世代に応じた教育、啓発を実施するとともに、交通弱者に対しては、自らの身を守るために、基本的な交通ルールの周知を図っていく必要があります。
- ③飲酒運転事故件数は、「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」施行以降、関係者の連携した取組により、確実に減少し、令和3年は過去最少（28件）となりましたが、未だ飲酒運転の根絶には至っていないため、「飲酒運転はしない、させない、許さない」という規範意識の定着を図るとともに、飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診の促進を図り、再発防止に努めていく必要があります。
- ④交通安全施設等の老朽化が課題となっています。更新が不十分な状態では、信号機の誤作動や道路標識の倒壊、道路標示が摩耗して視認性が低下するなど、交通規制を担保することもできず、道路利用者の安全を確保することができません。このような状況をふまえ、交通安全施設等の計画的な更新整備を行う必要があります。
- ⑤下校途中の子どもが被害者となる交通死亡事故が県内で発生しました。悲惨な交通事故を抑止するため、交通指導取締りや、道路交通環境の整備を速やかに実施する必要があります。

環境生活部

- ①県民の交通安全意識の高揚を図り、「交通安全」を自らの問題としてとらえることができるよう、四季の交通安全運動等において、交通事故実態等に基づき設定する運動の重点を中心にした取組等を、関係機関・団体と連携し推進します。
- ②「三重県交通安全条例」で定める自転車損害賠償保険等の加入義務化について、引き続き関係機関・団体と連携した広報啓発を実施するとともに、自転車事故防止の観点からスケアード・ストレイト方式（スタントマンを使った疑似交通事故により、交通ルールを遵守することの大切さを体感させる）の視覚に訴えかける教育手法を取り入れることで、自転車の交通ルール遵守の徹底を図ります。
- ③先進安全自動車等の乗車体験会を開催し、その機能は安全運転を支援するものであり、有効性ととも機能には限界があることも理解いただくなど普及啓発を図り、高齢運転者の交通事故防止につながります。また、「運転免許証自主返納サポートみえ」の事業の周知と充実を図り、運転免許証を返納しやすい環境を構築します。
- ④県交通安全研修センターにおいて、子どもから高齢者まで幅広い県民の皆さんを対象に、施設、設備の強みを生かした参加・体験・実践型の交通安全教育に取り組めます。また、地域や職域で活動する交通安全教育指導者の育成なども実施します。
- ⑤飲酒運転根絶には規範意識の定着と再発防止のための取組が重要であることから、「第3次三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす基本計画」に基づき、関係機関・団体と連携して啓発や教育に取り組むとともに、飲酒運転とアルコール問題相談窓口における相談への対応等により、アルコール依存症に関する受診のさらなる促進を図ります。

警察本部

- ⑥道路利用者の安全を確保するため、横断歩道をはじめとする道路標示の塗り替えや、老朽化した信号制御機、道路標識の更新を行うなど交通安全施設等の適正な管理に取り組めます。また、道路交通環境の変化等により実態に合わなくなった交通規制の見直しにも取り組めます。
- ⑦子どもを悲惨な交通事故から守るため、通学路を中心に、移動オービスによる交通指導取締りの強化や歩行者用信号灯器の増灯に取り組めます。

KPI（重要業績評価指標）

項目 (項目の説明)	令和3年度	4年度	5年度	8年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
交通事故死者数 (交通事故発生から24時間以内の死者数)	62人	60人以下 —	58人以下 —	53人以下 —
飲酒運転事故件数 (飲酒運転による人身事故件数)	28件	25件以下 —	23件以下 —	16件以下 —
横断歩道の平均停止率 (信号機のない横断歩道を人が渡ろうとしたときの自動車の停止する割合)	45.8%	50%以上 —	60%以上 —	85%以上 —

主な事業

環境生活部

①交通安全企画調整事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 2 交通安全対策費)

予算額：(R4) 1,465千円 → (R5) 1,237千円

事業概要：「第11次三重県交通安全計画」に基づき、市町や関係機関・団体と連絡調整を図りながら交通安全対策を推進するとともに、「三重県交通安全条例」について、Web広告等を活用して効果的・効率的に周知し、県民の皆さんの交通安全意識や交通マナーの向上、自転車損害賠償責任保険等の加入促進を図ります。

②交通安全運動推進事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 2 交通安全対策費)

予算額：(R4) 5,138千円 → (R5) 5,153千円

事業概要：関係機関・団体と連携して、四季の交通安全運動等における年間を通じた交通安全啓発活動（交通安全イベントの開催、ラジオによる広報など）を行い、交通事故防止の徹底に向けた取組を推進します。

③交通弱者の交通事故防止事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 2 交通安全対策費)

予算額：(R4) 1,801千円 → (R5) 1,628千円

事業概要：交通事故を自らの問題としてとらえられるよう、特に高齢者や自転車利用者等の交通弱者を対象に、スクアード・ストレイト方式を取り入れた参加・体験・実践型の啓発等を実施します。また、「運転免許証自主返納サポートみえ」の周知と充実を図り、運転免許証を返納しやすい環境を構築します。

④交通安全研修センター管理運営事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 2 交通安全対策費)

予算額：(R4) 39,355千円 → (R5) 39,355千円

事業概要：県交通安全研修センターにおいて、幼児から高齢者まで幅広い県民の皆さんを対象にした参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、地域や職域で活動する交通安全教育指導者の養成・資質向上を図ります。

⑤飲酒運転^{ゼロ}をめざす推進運動事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 2 交通安全対策費)

予算額：(R4) 3,314千円 → (R5) 3,147千円

事業概要：「第3次三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす基本計画」をふまえ、飲酒運転の根絶に関する教育および知識の普及・啓発を行います。また、飲酒運転違反者に対して、アルコール依存症に関する受診義務の通知、勧告、再勧告を行うとともに、飲酒運転とアルコール問題に関する相談窓口を運営し、飲酒運転の根絶を図ります。

警察本部

⑥交通安全施設整備事業

(第9款 警察費 第2項 警察活動費 4 交通安全施設整備費)

予算額：(R4) 1,861,814千円 → (R5) 2,420,526千円

(参考：(R4) 1,875,580千円 ※令和3年度1月補正含みベース)

事業概要：摩耗した横断歩道、老朽化した信号制御機、その他の交通安全施設等の更新・整備を行います。また、子どもの通学をより安全にするため、通学路等に歩行者用信号灯器を増灯します。

⑦速度違反自動取締装置維持管理事業(子どもを守る緊急通学路対策事業)

(第9款 警察費 第2項 警察活動費 3 交通指導取締費)

予算額：(R4) ー千円 → (R5) 36,300千円

事業概要：子どもを悲惨な交通事故から守るため、通学路を中心に、移動オービスによる交通指導取締りの強化を図ります。

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんが消費生活に関する正しい知識を得て、商品やサービスを自主的かつ合理的に選択・利用できるよう、若年者や高齢者等の世代に応じた消費者教育や啓発の取組が充実しています。また、トラブルに遭った場合でも、誰もが利用しやすい消費生活相談体制の構築が進んでいます。

(課題の概要)

デジタル化の進展やそれに伴う電子商取引の拡大、「民法」の成年年齢の引下げなど消費者を取り巻く社会環境の変化により、若年者・高齢者をはじめあらゆる世代において消費者トラブルの未然防止・拡大防止が求められています。

現状と課題

- ①高度情報通信社会の進展や新技術を活用した新たなビジネスの登場、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、消費者を取り巻く社会環境は大きく変化しています。こうした中、広くあらゆる世代の消費者トラブルを未然防止・拡大防止するため、多様な手法による啓発活動や消費者教育を実施していくことが求められます。とりわけ、令和4年4月からの「民法」の成年年齢引下げにおいては、若い世代がインターネット上のトラブルや、安易な儲け話に騙されるなどの消費者被害に遭うことがないように、教育を適切に実施する必要があります。また、消費生活相談件数に占める割合が4割程度と依然として高い60歳以上の高齢者はもとより、年代を問わず巻き込まれやすい、靈感商法等の悪質商法に関する問題点など、消費者の課題を的確にとらえ、タイムリーな情報提供、注意喚起を行っていく必要があります。
- ②持続可能な社会の形成に寄与するため、人や社会、地域、環境に配慮した消費行動であるエシカル消費の普及・啓発に取り組み、消費者の認知度と意識を高めて、その実践につなげていく必要があります。
- ③県消費生活センターおよび市町消費生活相談窓口における年間の消費生活相談件数は、合計1万件程度で推移していますが、住民に身近な市町における相談割合は増加傾向にあります。複雑化・多様化する消費生活相談に的確に対応するため、県消費生活センターが、県内消費者行政の中核センターとしての役割を継続して発揮するとともに、市町における相談体制等の充実に向けた取組を支援していく必要があります。この役割を果たすため、県消費生活センターの相談機能の充実や消費生活相談員の資質向上、専門性の向上に取り組む必要があります。
- ④不適正な取引行為等の排除と健全な市場の形成のため、関係機関等と連携して事業者の監視・指導を行うほか、事業者における自主的な取組を支援していく必要があります。

令和5年度の取組方向

- ①国や市町、教育機関、消費者団体、事業者団体等のさまざまな主体との連携を強め、消費者トラブルの未然防止、拡大防止に向けた取組を推進します。特に若年者や高齢者を対象とした出前講座等を実施するとともに、SNSを含む多様な情報媒体を活用するなど、子どもから高齢者まで各世代の特性に適した方法で啓発活動や消費者教育を実施します。
- ②エンカール消費に対する理解が深まり、消費者の行動変容につながるよう、さまざまな媒体を通じて情報発信に努めるとともに、教育機関等と連携し若年者への普及啓発を行います。
- ③市町の消費生活相談員等を対象とした研修を実施するとともに、「消費者啓発地域リーダー」を養成することで、地域における自主的な啓発活動や見守り活動を推進します。あわせて、市町に対し、相談体制の充実や消費者啓発等の推進に向けた国交付金の活用のほか、広域連携も含めた消費生活センターの設置等について働きかけを行います。また、県内消費者行政の中核センターとして県消費生活センターに消費生活相談員を適正に配置し、研修等の機会を提供することでその資質向上を図り、県民の皆さんからの相談に迅速かつ的確に対応するとともに、市町の消費生活相談を支援します。
- ④国、近隣県、警察、関係機関、関係部局等と連携して「悪質な商取引」や「商品・サービスに係る不適正な表示」について事業者の監視・指導を行います。また、事業者への個別の助言やコンプライアンス研修の実施などにより、適正な商取引や商品等の表示に向けた事業者の自主的な取組を支援します。

KPI（重要業績評価指標）

項目 (項目の説明)	令和3年度	4年度	5年度	8年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
消費生活トラブルに遭ったときに消費生活相談を利用した人の割合		79.3%	80.3%	83.3%
(消費生活トラブルに遭ったときに消費生活センターや市町の消費生活相談窓口を利用した人の割合)	78.3%	—	—	—
消費生活相談においてあっせんにより消費者トラブルが解決した割合		92.0%以上	92.0%以上	92.0%以上
(消費生活相談において、「三重県消費生活センター」があっせんを行った相談のうち、消費者トラブルが解決した割合)	88.9%	—	—	—
講習等の実施学校数(累計)		47校	78校	170校
(若年者教育事業として出前講座などの講習等を実施した学校数(累計))	15校	—	—	—

①消費者啓発事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 7 消費生活事業費)

予算額：(R4) 20,556千円 → (R5) 20,073千円

事業概要：消費者トラブルの未然防止、拡大防止に向けて、成年年齢引下げや靈感商法等の悪質商法対策等消費者の関心が高いテーマを中心に、若年者や高齢者を対象とした「消費生活出前講座」等の開催や、さまざまな媒体の活用による情報提供など、各世代に応じた方法による消費者啓発・消費者教育を実施します。また、人や社会、地域、環境に配慮した消費行動であるエシカル消費の意識の定着を図るため、さまざまな媒体の活用やセミナー等を実施するとともに、教育機関等と連携し、若年者への普及啓発に取り組みます。

②消費者行政推進事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 7 消費生活事業費)

予算額：(R4) 20,599千円 → (R5) 15,588千円

事業概要：県、市町の相談員等を対象とした研修会を開催し、消費生活相談員の資質向上を図るとともに、弁護士等の活用により県・市町の消費生活センター等の専門性を確保し、県全体の相談対応能力の向上を図ります。また、消費者啓発地域リーダーの新規養成やフォローアップを実施し、地域における啓発活動や見守り活動を促進するとともに、国交付金の活用等により市町における消費者行政の推進を支援します。

③相談対応強化事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 7 消費生活事業費)

予算額：(R4) 24,392千円 → (R5) 24,736千円

事業概要：県消費生活センターに消費生活相談員を配置するとともに、研修の受講によりその資質向上を図り、県民からの相談に対して迅速かつ適正に対応します。また、多重債務に関する相談に対して関係機関と連携して、適切に対応します。

④事業者指導事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 7 消費生活事業費)

予算額：(R4) 6,168千円 → (R5) 6,200千円

事業概要：適正な商取引、商品表示等が行われるよう、不当商取引指導専門員を配置し、事業者に対して監視・指導を行うとともに、広域的に活動する悪質な事業者に対しては、国、近隣県等関係機関と連携し、実効性のある事業者指導を行います。また、事業者面談や事前相談を通じて、適正な商取引や商品等の表示に向けた事業者の自主的な取組を支援します。

施策の目標

(めざす姿)

環境への負荷が少ない持続可能な脱炭素社会の実現に向けて、2050年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロをめざす「ミッションゼロ 2050 みえ」の推進などを通じて、県民一人ひとりや事業者等のさまざまな主体による環境配慮や環境経営、地球温暖化の緩和、気候変動影響への適応などの取組が進んでいます。

(課題の概要)

脱炭素社会の実現に向けた国内外の動きが加速する一方で、大規模な陸上風力発電や太陽光発電などの開発の適地が減少することにより、再生可能エネルギーの導入が鈍化するほか、自然豊かな地域や集落に近い場所での開発が進むことにより、自然環境や生活環境への影響が懸念されています。

現状と課題

- ①国は、令和 12(2030)年度の温室効果ガス排出量を平成 25(2013)年度比で 46%削減することをめざし、さらに 50%削減に向けて挑戦し続けることを表明するなど、脱炭素社会の実現に向けた動きを加速しています。県においても「三重県地球温暖化対策総合計画」を改定するとともに、2050年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロをめざす「ミッションゼロ 2050 みえ」の推進により、脱炭素の取組をさらに促進していく必要があります。
- ②本県の温室効果ガス排出量は、事業活動に伴う割合が高く、県域の温室効果ガス排出量削減のためには、事業者によるさらなる自主的な取組を促す必要があります。
- ③太陽光発電等による再生可能エネルギーの地産地消を促進し、地域の脱炭素化とあわせ地域課題の解決にもつながる取組を進める必要があります。
- ④国の行政部門における温室効果ガス排出削減目標が令和 12(2030)年度までに平成 25(2013)年度比で 50%削減することとされ、再生可能エネルギーの活用について最大限取り組むことなどが示されました。県においても再生可能エネルギーの導入等の取組を進め、地域の温室効果ガス削減対策のモデルとして取り組んでいく必要があります。
- ⑤温室効果ガスの排出削減等を行う地球温暖化の「緩和」だけでなく、既にあらわれている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響を回避・軽減する「適応」の取組を進める必要があります。
- ⑥地球環境の持続可能性に対する国際的な危機感が高まっていることから、環境への負荷が少ない持続可能な社会の実現に向け、さまざまな主体が連携して環境に係る課題の解決に取り組むとともに、環境学習・環境教育の充実が求められています。

- ⑦大規模な開発事業等の実施にあたっては、環境影響の回避や低減等の環境保全措置を講じるなど、適切な環境配慮が求められています。

令和5年度の実行方針

- ①令和4年度に改定する「三重県地球温暖化対策総合計画」に基づき、脱炭素社会の実現に向け事業者等と連携した取組を進めていきます。また、「三重県地球温暖化防止活動推進センター」等と連携し、家庭における省エネの取組、電気自動車等や省エネ住宅の普及、エコ通勤等、脱炭素につながるライフスタイルへの転換を促進します。
- ②「三重県地球温暖化対策推進条例」に基づき温室効果ガスの排出量が相当程度多い工場等が提出する「地球温暖化対策計画書」の進捗状況等について実地に調査し、効果的な脱炭素の取組の情報提供や国の温室効果ガス削減に資する補助金の活用を促すことなどにより、事業者の脱炭素の取組を促進します。
- ③脱炭素に意欲的な企業と住民、行政等の関係者が連携して地域で必要とされる再生可能エネルギーの創出と利用を促進することで、地域課題の解決にも資する脱炭素の取組を進めます。
- ④県有施設への再生可能エネルギーの最大限の導入をめざしてポテンシャル調査を進めるとともに、初期投資が不要なPPA（電力販売契約）等を活用した太陽光発電設備の導入モデル事業を実施します。また、公用車への電気自動車の導入と併せてゼロカーボンドライブを推進します。
- ⑤「三重県気候変動適応センター」と連携し、地球温暖化による本県の気候変動影響や適応策について情報収集および分析を行い、県民の皆さんの気候変動に対する理解を深めるために情報発信を進めます。
- ⑥ESD（持続可能な開発のための教育）の考え方をベースに、県環境学習情報センター等において、環境学習・環境教育を推進し、持続可能な社会の実現に向け自ら行動する人づくりを進めます。
- ⑦環境に与える負荷を低減し、持続可能な社会を構築していくため、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業が、環境の保全に十分に配慮して行われるように環境影響評価等の取組を進めます。

KPI（重要業績評価指標）

項目 (項目の説明)	令和3年度	4年度	5年度	8年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
県域からの温室効果ガス排出量（千t-CO ₂ ） （県民、事業者等の活動により排出される温室効果ガス量から森林等による吸収量を除いた県域における温室効果ガス排出量）		23,146 千t-CO ₂ (2年度排出量)	22,376 千t-CO ₂ (3年度排出量)	20,066 千t-CO ₂ (6年度排出量)
	23,916 千t-CO ₂ (元年度排出量)	—	—	—
脱炭素社会に向け、県と連携した取組を新たに実施する事業所数（累計） （県と連携して再生可能エネルギー利用促進、脱炭素経営の促進、COOL CHOICEの推進等に取り組む事業所数（累計））		60事業所	95事業所	200事業所
	19事業所 (4年3月末現在)	—	—	—
環境教育・環境学習講座等の受講者数（累計） （環境学習情報センター等が実施する環境教育・環境学習講座等の受講者数（累計））		15,000人	30,000人	75,000人
	17,561人 (4年3月末現在)	—	—	—

主な事業

①（一部新）脱炭素社会推進事業

（第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費）

予算額：(R4) 29,503千円 → (R5) 32,054千円

事業概要：「ミッションゼロ2050みえ推進チーム」による県内産再生可能エネルギーの利用促進、脱炭素経営の促進、COOL CHOICEの推進の取組を進めます。また、地域住民、事業者、市町等が連携し、脱炭素に向けた取組を通じた地域課題の解決を図るために必要な調査、検討を行います。

②（新）県有施設脱炭素化推進事業

（第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費）

予算額：(R4) — 千円 → (R5) 562,910千円

事業概要：県の事業による温室効果ガス排出量を削減するため、県有施設へ太陽光発電設備を最大限導入するためのポテンシャル調査を行うとともに、県庁舎等へPPA等を活用した太陽光発電設備の導入等を進めます。また、電気自動車の導入とあわせてソーラーカーポートを整備し、使用電力の創エネによるゼロカーボンドライブの推進を図ります。

③地球温暖化対策普及事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費)

予算額：(R4) 11,661千円 → (R5) 16,759千円

事業概要：「三重県地球温暖化対策総合計画（改定中）」を推進するため、県域からの温室効果ガス排出量の算定や、「地球温暖化対策計画書」を策定する事業者にはアドバイザーを派遣し事業者の自主的な取組を促進します。また、気候変動やその影響について、気候変動適応レポート等を作成し啓発することで、深刻化する気候変動の影響に対する理解と適応の取組を促進します。

④環境行動促進事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 1 環境総務費)

予算額：(R4) 4,624千円 → (R5) 6,392千円

事業概要：脱炭素社会づくりに向けた県民運動を促進するため、「三重県地球温暖化防止活動推進センター」を拠点とした地球温暖化防止活動推進員による活動支援や、学校、企業と連携した啓発活動、県民一人ひとりの環境に配慮した行動変容を促すための取組を通じて温室効果ガスの排出削減等に取り組めます。

⑤環境学習情報センター運営事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 1 環境総務費)

予算額：(R4) 32,068千円 → (R5) 32,070千円

事業概要：環境教育・環境学習を推進するため、県環境学習情報センターを拠点として、環境講座や環境保全に関するイベントの開催や指導者の育成、環境に関する情報提供等を行います。

⑥環境影響・公害審査事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 1 環境総務費)

予算額：(R4) 914千円 → (R5) 1,133千円

事業概要：環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業等について、事業者において適切な環境配慮が行われるよう、環境影響評価の取組を促進します。また、公害事前審査や公害紛争処理に係る制度を適切に運用します。

施策の目標

(めざす姿)

持続可能な循環型社会の構築に向け、さまざまな主体による「3R+R」の取組が定着し、事業者による主体的な資源循環の取組が進み、循環関連産業の振興が図られるとともに、プラスチックごみ対策や食品ロス削減といった社会的課題の解決に向けた取組が推進されています。また、廃棄物の適正処理や不法投棄の未然防止に向けた取組が進み、廃棄物処理に対する県民の皆さんの安心感が高まっています。

(課題の概要)

国内外において資源制約が深刻化し、脱炭素社会の実現に向けた動きが加速する中、廃棄物を資源ととらえた循環的利用の促進が一層求められる一方、技術面や採算性から新しい取組が十分に普及せず、また原材料価格等の高騰もあり、企業活動や人びとの生活に影響が生じることが懸念されています。

現状と課題

- ①県では持続可能な循環型社会の構築をめざし、令和3年3月に策定した「三重県循環型社会形成推進計画」に基づき、廃棄物処理の安全・安心の確保を前提に、さまざまな主体との連携を一層強化しつつ循環関連産業の振興による経済発展と社会的課題の解決の両立に向けた取組を進めていく必要があります。
- ②廃棄物の排出量と最終処分量は、県民の皆さん、事業者、行政等のさまざまな主体が連携した3R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組により一定削減が進んできているものの、近年は横ばい傾向にあります。県民の皆さんや事業者の「3R+R」に関する意識を高め、行動につなげてもらうため、一般廃棄物については、市町が導入したごみ分別アプリ等を活用し、減量化やリサイクルに役立つ情報の発信を行うなど普及啓発を行っています。産業廃棄物については、産業廃棄物の発生抑制等に係る研究や施設整備に対する支援を拡充するとともに、循環関連産業の人材育成、DXの推進等に取り組んでいます。今後、さらに産業廃棄物税を活用し、カーボンニュートラルに資する循環関連産業の振興に向けた支援等を進める必要があります。
- ③プラスチックごみ対策については、資源循環の高度化を図るため、新たに光学選別による混合プラスチック等のマテリアルリサイクルの実証事業を行うとともに、海洋プラスチック対策として、県民の皆さんや事業者が楽しみながら取り組めるごみ拾いSNSアプリを導入しました。また、食品ロス削減については、令和3年7月から運用している三重県食品提供システム「みえ〜る」の参加企業・団体の拡大に取り組むとともに、売れ残りそうな食品の対策として、市町と連携し、フードシェアリングサービスの導入を進めています。今後も、カーボンニュートラル等の社会的課題の解決に資する資源循環の取組を一層推進するとともに、新たに廃棄処理が懸念される太陽光パネル・蓄電池等の循環的利用に係る取組を進める必要があります。

- ④廃棄物処理の安全・安心の確保に向けて、優良認定処理業者への委託を促進するとともに、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正処理に取り組んでいます。今後、南海トラフ地震等の大規模災害時においても速やかに対応できるよう、現場対応能力を持った人材を育成するなど、災害廃棄物処理体制を一層強化していく必要があります。
- ⑤産業廃棄物の不法投棄等は依然として後を絶たず、特に建設系廃棄物の割合が高い状況にあります。不法投棄等を根絶するためには、未然防止と早期発見・早期是正が重要であることから、これまでの取組に加え、スマホ110番の導入や自動運用型ドローンによる監視手法の実証事業に取り組んでいます。また、建設系廃棄物は解体工事に伴って排出されることから、排出事業者の意識向上に資する取組や解体工事に係る法令を所管する関係機関等との連携を進めています。今後、ICTを活用した効率的・効果的な監視指導方法の検討を引き続き進める必要があります。
- ⑥過去に産業廃棄物が不適正処理され、行政代執行による生活環境保全上の支障等の除去等を行っている4事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）については、令和4年度末の行政代執行終了に向け着実に環境修復を行っており、今後も継続して安全・安心を確保する必要があります。

令和5年度の取組方向

- ①持続可能な循環型社会の形成に向けて、「三重県循環型社会形成推進計画」に基づき、引き続き、さまざまな主体と連携し、廃棄物処理の安全・安心を前提とした「3R+R」の促進に取り組み、循環関連産業の振興やカーボンニュートラル等の社会的課題の解決に向けた取組を一層進めます。
- ②県民の皆さんや事業者の「3R+R」に関する意識を高め、行動につなげてもらうため、一般廃棄物については、減量化・リサイクルに役立つ情報を市町と共有し、連携して発信していきます。産業廃棄物については、新たにカーボンニュートラルに資する資源循環を促進するため、産業廃棄物税を活用した循環関連産業の振興に向けた支援の拡充を進めます。
- ③プラスチックの削減に向けた取組を進めるとともに、マテリアルリサイクルの促進を図るため、事業者と連携し、新たにマッチングシステムの整備に取り組めます。また、海洋プラスチックごみ対策として、ごみ拾いSNSアプリを活用したごみ拾い活動の見える化など、楽しみながらできる取組を通じて継続的な散乱ごみ対策を促進します。食品ロスの削減対策については、引き続き、三重県食品提供システム「みえ〜る」等の参加事業者の拡大を進めます。さらに、廃棄処理が懸念される太陽光パネルや蓄電池等の製品について、循環関連産業の振興および循環的利用に係る体制構築に向け、処理実態や将来の排出見込みなどの把握に取り組めます。
- ④排出事業者責任の徹底に向けて、引き続き、優良認定処理業者への委託を促進するとともに、関係機関と連携し、産業廃棄物処理業者の優良認定の取得を促進します。また、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物については処分期間内に適正処理されるよう、PCB特別措置法に基づく指導等を徹底します。災害廃棄物については、大規模災害時においても適正かつ円滑に処理されるよう、仮置場の設置・運営の実地訓練を行うなど、現場対応力を高める人材育成を進めます。

- ⑤産業廃棄物の不法投棄等に対しては、監視カメラやドローン等を積極的に活用した的確かつ効率的な監視・指導を行うほか、引き続き、自動運用型ドローンによる監視手法を検討します。また、不法投棄案件の大半を占めている建設系廃棄物については、建設（解体）工事の元請業者に対する研修会の開催等による排出事業者等の意識向上に資する取組を進めます。
- ⑥行政代執行終了予定の4事案について、生活環境保全上の支障が生じていないことを確認するため、モニタリング等の実施により、安全・安心を確保していきます。

KPI（重要業績評価指標）

項目 (項目の説明)	令和3年度	4年度	5年度	8年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
廃プラスチック類の再生利用率 (県内で産業廃棄物として排出された廃プラスチック類の再生利用率)		63% (3年度)	65% (4年度)	73% (7年度)
	61.3% (2年度)	—	—	—
カーボンニュートラル等の社会的課題解決に資する資源循環の取組事業者数(累計) (県が実施するプラスチック資源循環の高度化や食品ロス削減等の取組に参画する延べ事業者数)		100 事業所	150 事業所	300 事業者
	61 事業者	—	—	—
適正に管理されないおそれのあるPCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の処理に関する指導率 (県にPCB保管届出をしない等の事業者に対し、立入検査等により適正な管理および処分を指導した割合)		100%	100%	100%
	92%	—	—	—
建設系廃棄物の不法投棄件数 (10トン以上の建設系廃棄物の不法投棄件数)		10 件以下	10 件以下	10 件以下
	12 件	—	—	—

主な事業

①地域循環高度化促進事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費)

予算額：(R4) 143,384千円 → (R5) 202,052千円

事業概要：地域の廃棄物を資源としてとらえ、地域での一層の有効活用と高度化を促進するため、産業廃棄物税を活用し、産業廃棄物の発生抑制、循環的利用、地球温暖化対策等に取り組む県内事業者に対して、その経費の一部を補助します。また、地域循環共生圏の形成を促進するため、事業者、研究機関、行政等さまざまな主体と連携します。

②循環関連産業振興事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費)

予算額：(R4) 29,766千円 → (R5) 27,191千円

事業概要：循環関連産業（製造、流通、販売等の事業者や廃棄物処理業者等、資源循環に関わる事業者）の振興を図り、資源循環と経済の好循環を生み出すよう、経営層や担当者といった階層ごとの人材育成、DXの推進、新規事業支援に取り組みます。

③（一部新）プラスチック対策等推進事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費)

予算額：(R4) 21,509千円 → (R5) 46,644千円

事業概要：プラスチックのマテリアルリサイクルを促進するため、排出事業者が容易に参加でき、リサイクルを行う事業者が効率的にプラスチックを確保できるオンライン上のマッチングシステムを新たに構築します。また、海洋プラスチックごみ対策として、ごみ拾いSNSアプリを活用したごみ拾い活動の見える化など、楽しみながらできる取組を通じて散乱ごみ対策を進めます。

④食品ロス削減推進事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費)

予算額：(R4) 13,457千円 → (R5) 13,991千円

事業概要：まだ食べられる食品の活用により生活困窮者等を支援するため、関係団体等と連携し、三重県食品提供システム「みえ〜る」の運用拡大に取り組みます。さらに、小売店舗等の食品ロス削減の取組を支援するため、フードシェアリングサービスの導入拡大を図るとともに、スーパーマーケットやコンビニエンスストア等と連携して、普及啓発を進めます。

⑤（新）CO₂削減のための高度な技術を活用したリサイクル等促進事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費)

予算額：(R4) ー千円 → (R5) 13,346千円

事業概要：廃棄処理が懸念される使用済み太陽光パネルや廃リチウムイオン電池等について、関連産業の振興および循環的利用に係る体制構築に向け、処理実態や将来の排出見込み等の把握に取り組みます。

⑥PCB廃棄物適正管理推進事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費)

予算額：(R4) 49,195千円 → (R5) 21,335千円

事業概要：PCB廃棄物の適正処理を推進するため、高濃度PCB廃棄物については、事業者への指導等により令和4年度内に概ね処理が完了する見込みですが、新たに発見された高濃度PCB廃棄物については、代執行等必要な措置を講じます。低濃度PCB廃棄物については、令和8年度末の処分期限を見据え、事業者等に対して適正保管を指導するとともに、計画的に処理されるよう指導等を行います。

⑦（一部新）災害廃棄物適正処理促進事業

（第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費）

予算額：(R4) 1, 898千円 → (R5) 14, 594千円

事業概要：災害時に発生する廃棄物の迅速な処理に向け、現場対応力の向上および量や混合廃棄物等の広域処理応援体制の強化を図るため、市町や関係団体と共に仮置場を実際に設置・運営する実地訓練を新たに実施するなど、人材の育成を進めます。

⑧不法投棄等の未然防止・早期発見推進事業

（第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費）

予算額：(R4) 77, 152千円 → (R5) 81, 997千円

事業概要：不法投棄の防止および早期発見のため、市町、事業者、地域の活動団体等と連携した取組を進めるとともに、監視カメラや不法投棄等通報システム等の活用に加え、自動運用型ドローンによる効果的・効率的な監視手法について検討していきます。特に建設系廃棄物については、排出事業者責任の意識向上を図る研修会を開催するとともに、産業廃棄物条例等に基づき的確な指導を行います。

⑨環境修復後の保全管理事業

（第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費）

予算額：(R4) 3, 140, 898千円 → (R5) 63, 400千円

事業概要：行政代執行による環境修復後の4事案等について、生活環境保全上の支障が生じていないことを確認するため、モニタリング等の実施により、安全・安心を確保していきます。

施策の目標

(めざす姿)

安全・安心で快適な生活を営める環境の保全に向け、事業者のコンプライアンス意識の醸成が図られるとともに、さまざまな主体による環境保全活動が拡大しています。また、「きれいで豊かな海」をめざして、従来の「規制」から「管理」へと移行した総合的な水環境改善対策が進んでいます。

(課題の概要)

大気や水環境については、環境法令の遵守徹底が図られていますが、今後も、環境保全対策を進める必要があります。また、海域の栄養塩類減少等により水産資源の生物生産性等が低下していることから、海域の豊かさに資する取組の促進が求められています。

現状と課題

- ①大気環境はおおむね良好な状態を維持していますが、健康に影響を与える光化学スモッグについては、依然として、その濃度上昇に備えるための予報等を発令している状況です。また、「三重県自動車排出窒素酸化物等総量削減計画」に基づき、自動車による大気汚染を改善するための各種施策を実施してきたことで、二酸化窒素と浮遊粒子状物質については、自動車NOx・PM法対策域内のすべての測定局で、環境基準を達成する状況となりました。今後、当該対策地域の指定解除に向けた調査検討を行う必要があります。
- ②河川における環境基準達成率(BOD)は、近年90%以上で推移しており改善傾向にあります。また、海域における環境基準達成率(COD)も、近年改善傾向にありますが、閉鎖性水域である伊勢湾では、毎年、広範囲で貧酸素水塊等が発生している状況です。
- ③土砂等の埋立地を把握し無秩序な埋立て等を抑止するため、「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」に基づき、厳正な審査とあわせて土砂等の埋立て等を行う者に対する立入検査や指導を行っています。引き続き、条例の周知徹底とあわせて不適正な土砂等の埋立て等が行われないよう土砂等の埋立て場所等への立入検査による監視・指導が必要です。
- ④下水道や浄化槽等の生活排水処理施設の整備は着実に進展してきましたが、整備率は全国平均と比較して低く、引き続き、未整備人口の解消が必要です。浄化槽については、補助制度を活用し単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換促進が必要です。また、「浄化槽法」の改正を受けて、令和5年度を目途に浄化槽台帳を整備する必要があります。
- ⑤近年、海域の栄養塩類減少等により水産資源等の生物生産性が低下し、海域の豊かさの重要性が指摘されていることから、藻場・干潟・浅場再生による生物生息環境改善も含め、「きれいで豊かな海」の観点を取り入れた総合的な水環境改善の取組が必要です。

- ⑥伊勢湾等の海岸域では、陸域で発生したごみの漂着により、砂浜等の景観の悪化のほか、漁業や生態系への影響が懸念されています。このような課題の解決に向けて、流域圏での発生抑制対策とあわせて、さまざまな主体と連携した環境保全活動の拡大と活性化が必要です。

令和5年度を取組方向

- ①工場・事業場からの大気環境への負荷を削減するため、立入検査により法令遵守の徹底等を図るとともに、法に基づき大気の常時監視を行い、環境基準等の適合状況を確認します。光化学スモッグやPM2.5の濃度が上昇した際は予報等を発令し、県民の皆さんに情報提供を行います。また、自動車環境対策では、例年実施している対策地域内の環境調査等に加え、今年度示された国の基本方針をふまえた「自動車NOx・PM法対策地域内の大気環境基準確保」に係る評価を行います。
- ②工場・事業場からの水環境への負荷を削減するため、立入検査により法令遵守の徹底等を図ります。また、法に基づき公共用水域（河川、海域）および地下水の常時監視を行い、環境基準等の適合状況を確認します。
- ③県内において、土砂等の埋立て等が適正に行われるよう、「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」に基づき厳正に審査するとともに、土砂等の埋立て等を行う者などへの監視・指導活動を実施します。
- ④生活排水対策については、「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、市町と連携して下水道、浄化槽および集落排水施設等の効率的・効果的な整備を進め、未整備人口の解消を図るとともに、補助制度を活用し単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。また、改正「浄化槽法」に対応した新たな浄化槽台帳システムを導入するとともに、「浄化槽法」の指定検査機関等とも連携し、システム内データの整理を進めます。
- ⑤伊勢湾の再生のため、環境基準の達成と生物生産性、多様性が調和両立した「きれいで豊かな海」の観点を取り入れた第9次水質総量削減計画（令和4年10月策定）に基づき、総合的な水環境改善の取組を進めます。また、生物生産性や生物多様性をふまえた栄養塩管理や貧酸素水塊発生メカニズムの解明など、伊勢湾再生に関する研究事業を行います。
- ⑥伊勢湾から熊野灘にかけての美しい海岸を守っていくため、「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、県民の皆さん、民間団体、企業、海岸管理者等による協力体制を拡充していきます。三県一市が連携し、海岸等における清掃活動への参加者の拡大を図るため、伊勢湾流域圏で行われている清掃活動の情報を取りまとめて発信します。引き続き、回収・処理および発生抑制対策事業を実施するとともに、複数自治体連携による効果的な対策を進めるため、伊勢湾流域圏を含んだ広域的な地域計画を策定します。

KPI（重要業績評価指標）

項目 (項目の説明)	令和3年度	4年度	5年度	8年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
環境基準達成率 (大気環境測定地点および河川・海域水域における環境基準の達成割合)	90.5% (速報値)	94.3%	95.2%	98.1%
生活排水処理施設の整備率 (下水道、合併処理浄化槽、集落排水施設等により生活排水処理が可能な人口の割合)	88.2%	89.3%	90.3%	93.1%
「きれいで豊かな海」の実現に向けた取組数 (「第9次水質総量削減計画」における「きれいで豊かな海」の実現に向けた総合的な水環境改善取組数)	3取組	4取組	5取組	7取組
海岸漂着物対策等の水環境の保全活動に参加した県民の数 (「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」に参加した県民の数)	17,496人	18,500人	19,500人	24,000人

主な事業

①大気テレメータ維持管理事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費)

予算額：(R4) 152,511千円 → (R5) 159,038千円

事業概要：大気環境測定局の自動測定機器等の保守および更新を行い、大気汚染の状況をモニタリングするほか、排出ガス量が多い工場の常時監視をします。また、濃度上昇の際は予報等の発令を行い、大気環境の保全を図ります。

②自動車NOx等対策推進事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費)

予算額：(R4) 5,968千円 → (R5) 10,993千円

事業概要：自動車NOx・PM法対策地域内において、自動車から排出される二酸化窒素および浮遊粒子状物質の排出量調査等ならびに沿道のNOx調査を実施し、総量削減計画の進行管理を行うとともに、新たに対策地域内の大気環境基準確保に係る評価を行います。

③河川等公共用水域水質監視事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費)

予算額：(R4) 21,991千円 → (R5) 22,803千円

事業概要：公共用水域等の継続的な水質監視を行うことにより、県内の河川、海域および地下水の環境基準の達成状況や推移を把握し、その結果を水質改善のための必要な施策に反映させ、水環境の保全を図ります。

④土砂条例監視・指導事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費)

予算額：(R4) 5,600千円 → (R5) 5,819千円

事業概要：県内において、土砂等の埋立て等が適正に行われるよう、「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」に基づき厳正に審査するとともに、土砂等の埋立て等を行う者などへの監視・指導活動を実施します。

⑤浄化槽設置促進事業補助金

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費)

予算額：(R4) 116,123千円 → (R5) 131,629千円

事業概要：下水道と同等の処理能力を有する浄化槽や高度処理型浄化槽について、設置者に補助を行う市町や、公営事業として高度処理浄化槽を設置し維持管理を行う市町に対して、助成を行うことにより生活排水処理施設の整備率向上を図ります。

⑥生活排水総合対策指導事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費)

予算額：(R4) 1,581千円 → (R5) 7,122千円

事業概要：「浄化槽法」に基づき、浄化槽管理者、浄化槽保守点検業者に指導を行います。また、改正「浄化槽法」に対応した新たな浄化槽台帳システムを導入し、システム内データの整理を進めます。

⑦「きれいで豊かな海」推進事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費)

予算額：(R4) 16,733千円 → (R5) 16,614千円

事業概要：国と三県一市等で組織する伊勢湾再生推進会議において策定した「伊勢湾再生行動計画（第二期）」に基づき、取組を進めるとともに、環境基準の達成と生物生産性、生物多様性が調和両立した「きれいで豊かな海」の実現に向け、第9次水質総量削減計画に基づき、伊勢湾流域の発生負荷量の管理や関係部局の連携のもと、各種関連施策の推進、調査研究を実施します。

⑧海岸漂着物対策推進事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費)

予算額：(R4) 84,603千円 → (R5) 82,252千円

事業概要：「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、海岸漂着物の発生抑制対策および回収・処理の取組を推進します。また、三県一市等との連携により普及啓発活動を実施するとともに、複数自治体連携による効果的な対策を進めるため、伊勢湾流域圏を含んだ広域的な地域計画を策定します。

施策 1 1 - 4 水の安定供給と土地の適正な利用

【主担当部局：地域連携部】

施策の目標

(めざす姿)

将来にわたって安定的な水源が確保され、安全で安心な水を使用できるよう市町、関係機関等と連携した供給体制が確保されています。

また、災害に備えた強靱な県土を次世代に引き継いでいくため、地籍調査などの取組が着実に進み、計画的かつ適正な土地の利用および管理が進んでいます。

(課題の概要)

湯水時における水不足の発生等に備えた安定的な水資源の確保や人口減少などの社会情勢の変化等に対応した水道基盤強化など、水の安全・安定供給の実現が求められています。

人口減少の進行に伴う所有者不明土地の増加や境界が不明確な土地の存在が、災害時の復旧・復興やインフラ整備の支障となっているため、土地の適正な利用および管理を図る必要があります。

現状と課題

- ①長良川河口堰建設事業に伴う工業用水に係る管理費等については、一般会計から工業用水道事業会計に出資し先行的に水源を確保しており、今後も確保していく必要があります。
- ②地籍調査については、実施主体である市町と連携して、土砂災害警戒区域などの被災想定区域や公共事業の円滑な進捗に資する地域での調査とともに、既存測量成果の活用などの効率的な手法により調査の進捗を図っています。一方で、令和3年度末時点の進捗率(9.8%)は全国平均(52%)を下回っていることから、引き続き、予算の確保に向けた国への要望活動や、事業推進に向けた市町への情報提供に取り組み、限られた財源の中で、市町と連携して効果的かつ効率的に地籍調査を進める必要があります。
- ③水道事業については、人口減少などの社会情勢の変化に対応するため、経営安定化への取組が必要となっているとともに、大規模地震による被害発生時などにおいては、水の供給等、行政区域を超えた連携の重要性が高まっています。
- ④県が供給する水道用水、工業用水の施設について、地震、風水害による被害や老朽化が懸念されています。こうした中で、将来にわたって県民の皆さんの暮らしの安全・安心の確保と地域経済の発展に貢献していくため、持続可能な水の安全・安定供給の実現に向けて、引き続き取り組んでいく必要があります。

令和5年度の取組方向

地域連携部

- ①長良川河口堰建設事業に伴う工業用水に係る管理費等については、産業活動に不可欠な水を安定して供給するため、引き続き一般会計から工業用水道事業会計に出資し、長期的な視点から水資源の確保を図ります。

②地籍調査については、南海トラフ地震等の大規模災害時に備えた防災・復旧対策の推進や、インフラ整備の円滑化など優先度が高いと考えられる地区に重点を置いて取り組みます。さらに、これまで調査が進んでいない林地での調査を推進するとともに、公共事業で得られる測量成果の活用を図るため、関係部局と一層の連携を図っていきます。また、市町等を対象とした研修会やヒアリング等を通じて効率的な手法の更なる活用を働きかけることで、市町と連携して効率的・効果的に推進します。

環境生活部

③水道事業等における施設整備や耐震化などのライフライン機能強化の促進を図ります。また、認可等に係る指導監督、立ち入り検査および災害時における応急給水活動の連携強化を行うとともに、県内市町水道事業が持続的な経営をしていけるよう、水道の基盤強化に向けた取組を進めます。

企業庁

④「安全で安心な水道用水」と「良質な工業用水」を安定して供給するため、引き続き、耐震化や老朽化対策など施設の改良や更新の計画的な推進および災害等発生時においても早期に応急復旧できるよう適切な維持管理に努めるとともに、経営基盤の強化に取り組みます。

KPI（重要業績評価指標）

項目 (項目の説明)	令和3年度	4年度	5年度	8年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
基幹管路の耐震適合率 (生活基盤施設耐震化等事業計画により交付金事業を行う市町等水道の基幹管路総延長に対する耐震適合性のある管路の割合)	42.0%	42.8%	43.5%	45.2%
浄水場の耐震化率 (企業庁が管理する水道用水の全浄水場浄水処理施設に対する耐震化済施設数の割合)	91.8%	91.8%	95.9%	100.0%
新たに地籍調査の効率化に取り組んだ市町の割合 (地籍調査の推進に向け、効率化につながる技術・制度の活用や独自の工夫を新たに行った市町の割合)	—	20% (4市町/ 20市町)	40% (8市町/ 20市町)	100.0% (20市町/ 20市町)
	—	—	—	—

主な事業

地域連携部

①工業用水道事業会計出資金

(第2款 総務費 第6項 地域振興費 5 資源対策費)

予算額：(R4) 290,296千円 → (R5) 319,558千円

事業概要：県勢振興のため先行的に確保している水源の工業用水に係る管理費等について、一般会計から工業用水道事業会計に出資します。

②地籍調査費負担金

(第2款 総務費 第6項 地域振興費 5 資源対策費)

予算額：(R4) 175,824千円 → (R5) 465,187千円

(参考：(R4) 263,000千円 ※令和3年度2月補正含みベース)

事業概要：土地取引の円滑化や土地資産の保全、災害復旧の迅速化等に資するため、地籍の明確化を図ることとし、地籍調査を実施する市町に対して、その取組を支援します。

環境生活部

③水道事業等指導事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費)

予算額：(R4) 6,802千円 → (R5) 4,616千円

事業概要：県民に対し安心して飲める水が安定的に供給されるよう、水道の施設整備や事業経営および施設の維持管理についての指導監督を行います。また、県内の水道事業が将来にわたり経営環境を維持していけるよう水道基盤強化の取組を促進します。

④生活基盤施設耐震化等補助金

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費)

予算額：(R4) 1,234,982千円 → (R5) 1,584,091千円

事業概要：水道事業を行う市町等に対し国交付金を財源とした助成を行い、水道施設の耐震化や老朽化対策および水道事業の広域化の取組を支援します。

⑤水道事業会計支出金

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費)

予算額：(R4) 147,420千円 → (R5) 442,513千円

事業概要：水道広域化施設等に対し、一般会計から水道事業会計に出資・補助を行い、地方公営企業の経営健全化を促進し、その経営基盤の強化を図ります。

企業庁

⑥水道施設改良事業

予算額：(R4) 4,658,677千円 → (R5) 6,827,740千円

事業概要：水道用水を安定的に供給できる施設機能を維持するため、北中勢および南勢志摩水道用水供給事業において、耐震化や老朽化対策など施設の改良や更新等を計画的に行います。

⑦工業用水道施設改良事業

予算額：(R4) 5,106,676千円 → (R5) 4,149,093千円

事業概要：工業用水を安定的に供給できる施設機能を維持するため、北伊勢、中伊勢および松阪工業用水道事業において、耐震化や老朽化対策など施設の改良や更新等を計画的に行います。

施策12-1 人権が尊重される社会づくり

【主担当部局：環境生活部】

施策の目標

(めざす姿)

不当な差別を許さず、誰もが個性や能力を発揮していきいきと活動できる社会づくりに向け、さまざまな主体と連携した人権啓発や人権教育が推進されることにより、県民一人ひとりの互いの人権を尊重し、多様性を認め合う意識が高まるとともに、相談体制が充実し、インターネット上の人権侵害についても、早期発見、拡散防止などの実効性のある対応がとられています。

(課題の概要)

感染症や性的指向・性自認、国籍等に起因する人権侵害などの顕在化してきた人権課題や、多様化・複雑化する人権問題への解決に向けた対応が求められています。

現状と課題

- ①人権啓発・教育等の人権施策を推進していますが、依然、偏見等による差別や人権侵害が発生しています。特に、近年は新型コロナウイルス感染症患者やその家族、医療従事者等への差別や誹謗中傷、インターネット上の人権侵害が多く発生しています。
- ②人権尊重社会の実現には、住民のあらゆる活動のベースに人権尊重の視点が根つき、人権が尊重されるまちづくりが県内全域で実施される必要があります。
- ③県民の皆さんにあらゆる人権課題に関する知識や情報を提供し、自分自身の問題としてとらえられるよう理解の促進を図る必要があります。また、啓発イベント等により多く参加していただけるよう、関心が高い内容や開催方法の工夫等を行うことで、人権意識の高揚を図る必要があります。
- ④子どもたちの自尊感情を高め、自他の人権を守るための実践行動ができる力を育むため、各学校における人権教育カリキュラムの活用を進めるとともに、子どもの状況や地域の実情等に応じた見直しを促進しています。引き続き各学校での取組を進めながら、効果的な実践の研究に取り組む必要があります。
- ⑤人権相談の内容が多様化・複雑化してきていることから、相談機関の相談員の資質向上が求められるとともに、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」(以下「新条例」という。)に基づき相談者に寄り添った体制の充実を図る必要があります。

令和5年度の取組方向

環境生活部

- ①差別のない人権が尊重される社会の実現に向け、さまざまな主体と連携・協働して、人権啓発・教育等の人権施策を総合的に推進します。また、新条例制定を受け、「三重県人権施策基本方針」等を見直します。

- ②人権が尊重されるまちづくりの取組が県内全域に広がるよう、講師派遣の支援を行うとともに、優れた取組事例を積極的に周知することにより、住民組織、NPO、団体等の取組を促進します。
- ③県民一人ひとりの人権意識の高揚をめざし、国や市町、さまざまな主体とも連携しながら、SNS等の活用など人権課題や年齢層、関心の度合いに応じた多様な手段と機会を通じて、人権に関する知識や情報を提供し、理解や共感を得るための人権啓発を推進します。
- ④多様化・複雑化する人権相談に的確に対応することができるよう人権センターにアドバイザーを配置するとともに、相談員等に対する研修を行い資質向上に取り組みます。また、インターネット上での人権侵害の発生を防止するため、ネットモニタリングによる対策を行うとともに、SNS等の利用者に対し差別的な書き込みの禁止を呼び掛けるなど、ネット利用者の情報リテラシーの向上につながる取組を進めます。

教育委員会

- ⑤子どもたちが自他の価値を認め、互いの人権を守るための実践行動ができる力を身につけられるよう、一人ひとりを権利の主体ととらえ、教育活動全体を通じて人権尊重の視点に立った取組を進めるとともに、人権学習指導資料等を活用し、個別的な人権問題を解決するための教育を推進します。また、人権教育推進協議会や子ども支援ネットワークの活動の活性化を図り、学校・家庭・地域が連携して、子どもを主体とする人権教育の充実に取り組みます。新条例の制定や、令和3年に実施した教職員の人権問題に関する意識調査の結果等をふまえ、「三重県人権教育基本方針」の改定を行います。

KPI（重要業績評価指標）

項目 (項目の説明)	令和3年度	4年度	5年度	8年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
県が開催する人権イベント・講座等への参加者数と人権センター利用者数 (県が開催する各種の人権イベント・講座等へ参加した人数と人権センター利用者数の合計)		40,400人	41,800人	46,000人
	39,312人	—	—	—
学校における人権教育を通じて、人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合 (県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において、「差別をなくすために何かできることをしたい」と思うかどうかを問う質問に「そう思った」、「やや思った」と回答した生徒の割合)		89.5%	92.1%	100%
	86.9%	—	—	—
人権に係る相談体制の充実に向けた取組 (「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」をふまえた相談体制の充実(多様化・複雑化する相談への対応等)に向けた取組)		相談体制の 充実に向けた 検討	相談体制の 充実	相談体制の 充実
	相談体制の 確保	—	—	—

主な事業

環境生活部

①人権施策総合推進事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 4 人権施策推進費)

予算額：(R4) 1,975千円 → (R5) 2,359千円

事業概要：人権が尊重される社会を実現していくため、「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、人権施策の進捗管理を行い、人権尊重の視点に立った行政を推進します。また、新条例制定を受け、「三重県人権施策基本方針」等を見直します。

②人権文化のまちづくり創造事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 4 人権施策推進費)

予算額：(R4) 787千円 → (R5) 786千円

事業概要：人権が尊重されるまちづくりの取組が県内全域において展開されるよう、地域の団体等が主体的に開催する研修会等への講師派遣による支援を行います。

③隣保館運営費等補助金

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 4 人権施策推進費)

予算額：(R4) 249,438千円 → (R5) 249,061千円

事業概要：市町が設置する隣保館において、相談事業、啓発および広報活動、地域交流等の隣保事業が推進されるよう支援します。

④人権啓発事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 4 人権施策推進費)

予算額：(R4) 26,942千円 → (R5) 26,449千円

事業概要：県民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、講演会等の開催やスポーツ組織との連携による啓発等を行うとともに、地域の実情に応じた啓発活動を展開することができるよう、市町の取組に対する支援を行います。

⑤同和問題等啓発事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 4 人権施策推進費)

予算額：(R4) 10,503千円 → (R5) 10,501千円

事業概要：同和問題をはじめとする人権課題について県民の皆さんの理解と認識を深め差別のない社会を実現するため、マスメディアの活用やポスター等、さまざまな手法による啓発を実施します。

⑥インターネット人権モニター事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 4 人権施策推進費)

予算額：(R4) 2,919千円 → (R5) 2,919千円

事業概要：インターネット上の差別的な書き込みを早期に発見し、削除要請を行うとともに、差別事象の分析を行います。また、モニタリング説明会を実施し取組の充実を図るとともに、差別的な書き込みなどを未然に防止するための啓発に取り組みます。

⑦(新)差別解消条例推進事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 4 人権施策推進費)

予算額：(R4) ー千円 → (R5) 12,578千円

事業概要：人権問題を円滑かつ適切に解消するため、人権センターにアドバイザーを配置し、相談者に寄り添った質の高い相談体制を構築します。また、不当な差別に係る紛争解決のため、「三重県差別解消調整委員会」を設置・運営します。

教育委員会

⑧人権感覚あふれる学校づくり事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 6 人権教育費)

予算額：(R4) 605千円 → (R5) 648千円

事業概要：子ども一人ひとりの存在や思いが大切にされる「人権感覚あふれる学校づくり」が教育活動全体を通じて進められるよう、人権学習指導資料の効果的な活用や人権教育カリキュラムに関する実践研究等を行い、その成果を報告書や研修等で、全ての県立学校に広めていきます。

⑨人権教育研究推進事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 6 人権教育費)

予算額：(R4) 2,251千円 → (R5) 2,018千円

事業概要：「三重県人権教育基本方針」に則した「人権感覚あふれる学校づくり」を実践するため、学校や中学校区を指定し、子どもが権利の主体者であるという意識や差別解消に向けた意欲を高め、実践行動ができる力を身につけるための学習活動等の研究を行い、その取組手法や指導内容等を普及し、活用します。

⑩子ども支援ネットワーク・アクション事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 6 人権教育費)

予算額：(R4) 2,477千円 → (R5) 2,477千円

事業概要：教育的に不利な環境のもとにある子どもの自尊感情を高め、「人権尊重の地域づくり」が促進されるよう、中学校区の「子ども支援ネットワーク」の活動を推進します。

⑪人権教育活動推進事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 6 人権教育費)

予算額：(R4) 1,292千円 → (R5) 1,300千円

事業概要：学校における人権教育を進めるため、学校への指導助言を行うとともに、市町の人権教育担当を対象に、教員の実践力向上や指導力育成のための会議を開催します。子どもを取り巻く課題や地域の実情等をふまえ、「三重県人権教育基本方針」の改定を行います。

施策の目標

(めざす姿)

あらゆる分野における男女格差の是正や女性の参画・活躍の拡大、性の多様性を認め合う環境づくりなどに向けて、企業等さまざまな主体による取組が進んでいます。また、DVや性暴力の根絶に向けた取組や被害者支援等が進んでいます。

(課題の概要)

誰もが希望に応じて参画や能力発揮のできる環境づくりに向け、性別による役割分担意識の解消、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、性暴力等の根絶や性の多様性に対する理解促進などの課題解決が求められています。

現状と課題

- ①県民一人ひとりが性別等に関わらず、個性と能力を十分に発揮し、参画・活躍できる社会の構築をめざし、令和3年3月に策定した「第3次三重県男女共同参画基本計画」および第一期実施計画に基づく施策を着実に実行していく必要があります。
- ②政策・方針決定過程への女性の参画は徐々に進んできているものの、指導的地位に占める女性の割合は低く、地域活動等における女性の参画についても未だ十分とはいえない状況です。根強く残る固定的な性別役割分担意識の解消に向け、男女共同参画社会への理解が広がるよう、一層の普及・啓発が必要です。また、コロナ禍において、県男女共同参画センター「フレンテみえ」の女性相談は、令和2年度以降相談件数が増加、高止まりしており、不安や困難を抱える女性への相談支援が必要です。
- ③性暴力に対する社会的認知の広がりにより被害者が声を上げやすくなったこと、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ（以下「よりこ」）」の認知度向上、SNS相談の導入など相談しやすい環境整備等により、相談件数は増加傾向で推移しています。引き続き、「よりこ」の相談体制の充実、認知度向上に取り組むとともに、相談ニーズの高まりをふまえつつ、今後、国で示される性暴力・性犯罪に係る方針を見据えた新たな取組、国（内閣府）の調査で明らかとなった相談できずに一人で苦しんでいる被害者への支援など、これまで支援が行き届かなかった課題に対応していく必要があります。
- ④職業生活における女性の活躍については、趣旨に賛同いただく企業等のネットワークが拡大するなど、気運は高まりを見せているものの、事業所における管理職に占める女性割合は未だ低く、真に女性が活躍しているとはいえない状況です。働くことや職場でのステップアップを望む女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう取り組んでいく必要があります。

- ⑤多様性を認め合い、誰もが参画・活躍するダイバーシティ社会に対する県民の皆さんの理解や共感が高まり、ダイバーシティ推進に係る主体的な行動につながる必要があります。また、令和3年4月に施行した「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」や同年9月に運用開始した「三重県パートナーシップ宣誓制度」をふまえ、性の多様性について県民の皆さんの理解が広がり、性のあり方にかかわらず誰もが安心して暮らせるよう、取り組んでいく必要があります。
- ⑥「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画第6次計画」に基づき、SNS相談などDV被害者等がより相談しやすい環境を整備し、相談支援に取り組んでいます。一方で、依然として相談できないDV被害者が多いと考えられることから、相談窓口の一層の周知や相談しやすい体制を充実する必要があります。加えて、心理的ケアなど専門家の支援が必要なケースなどに対応できる体制整備が必要です。また、令和4年度は、DV被害者および同伴する子どもへの支援を充実するため、関係機関等と連絡調整を行う児童虐待防止コーディネーターを配置しており、引き続き女性相談所と児童相談所の連携を強化する必要があります。

令和5年度 of 取組方向

環境生活部

- ①男女共同参画施策の一層の推進をめざし、各部局と連携し「第3次三重県男女共同参画基本計画」の着実な実行に取り組むとともに、市町と連携・協力して進めます。
- ②県男女共同参画センター「フレンテみえ」と密接な連携のもと、政策・方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない多様な生き方が浸透するよう、一層の普及啓発に努めます。また、コロナ禍等で不安や困難を抱える女性への相談支援に取り組めます。
- ③性犯罪・性暴力の被害者等が安心して相談でき、速やかに総合的で適切な支援が受けられるよう、引き続き、「よりこ」の相談体制の充実および認知度向上に取り組むとともに、誰にも相談できずに悩んでいる被害者などターゲットを絞った啓発や子どもたちの性被害を未然に防止するための取組等を強化します。また、事業者の参画を得た見守り活動を全県的に展開し、性犯罪の抑止を図ることで、女性や子どもが安心して生活できる地域づくりに取り組めます。
- ④県内企業・団体等で構成する「女性の活躍推進三重県会議」の取組等を通じ、企業等において女性の活躍が一層進むよう、組織における意識改革や女性の人材育成・登用などに向けた環境整備に取り組めます。
- ⑤県民の皆さんの理解や行動につなげられるようダイバーシティに関する講座等を開催します。また、性の多様性についての理解促進や相談しやすい環境づくり、「三重県パートナーシップ宣誓制度」の利用先の拡充などの取組を進めます。

子ども・福祉部

⑥DVが起こらない、DV被害に気づきやすい社会をめざして、効果的な広報等を検討します。また、DV被害者の適切な保護や自立支援、性別にとられない相談など、被害者の気持ちに寄り添ったきめ細かな対応に向けて、支援対応力の向上を図ります。さらに、女性相談所と児童相談所の連携をより一層深めます。

KPI（重要業績評価指標）

項目 (項目の説明)	令和3年度	4年度 目標値 実績値	5年度 目標値 実績値	8年度 目標値 実績値
	現状値			
女性活躍の推進のため人材育成・登用や職場環境整備に取り組む、常時雇用労働者数100人以下の団体数 (女性活躍推進法に基づく事業主行動計画もしくは「女性の活躍推進三重県会議」における「取組宣言」にて、女性の人材育成・登用や職場環境整備に関して数値目標を設定・公表し取り組む、企業・団体(常時雇用労働者数100人以下)の数)	376 団体	401 団体	426 団体	501 団体
「～性犯罪・性暴力をなくそう～よりこ出前講座」の受講者数(累計) (「みえ性暴力被害者支援センターよりこ」の認知度向上および被害者を支援する輪を広げ、予防教育や性犯罪・性暴力根絶に向けた取組について説明する出前講座の受講者数(累計))	1,669 人	2,100 人	2,600 人	4,100 人
「三重県パートナーシップ宣誓制度」の利用先として県ホームページに掲載している団体数(累計) (「三重県パートナーシップ宣誓制度」で利用できるサービス一覧として、県ホームページに掲載している機関・事業者・団体・市町の数(累計))	100 団体	110 団体	120 団体	150 団体

主な事業

環境生活部

①男女共同参画センター事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 1 生活対策費)

予算額：(R4) 8,588千円 → (R5) 16,247千円

(参考：(R4) 21,055千円 ※令和3年度2月補正含みベース)

事業概要：県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、フォーラムやセミナー等による参画・研修機会の提供や情報誌等による情報発信など男女共同参画意識の普及を図るとともに、コロナ禍等で不安や困難を抱える女性のための心理相談やサポート講座の実施など相談支援を行います。

②性犯罪・性暴力被害者支援事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 1 生活対策費)

予算額：(R4) 22,597千円 → (R5) 22,470千円

事業概要：「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」において、相談件数の急増等に対応するため相談体制の強化を図るほか、引き続き電話相談、SNS相談、付き添い支援等に取り組むとともに、関係機関等と連携しながら被害者の心身の負担軽減と早期回復を図ります。また、認知度向上のための広報啓発を行います。

③(新)「よりこ」潜在性被害者支援・相談支援機能強化事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 1 生活対策費)

予算額：(R4) — 千円 → (R5) 9,257千円

事業概要：子どもを性被害から守るため、防犯アプリの活用を促進し、地域と連携した見守り活動につなげます。また、誰にも相談できずに一人で苦しんでいる被害者を「よりこ」への相談につなげるため、SNS等を活用したターゲットを絞った広報・啓発を実施します。

④(新)子どもを性被害から守る！性被害に遭わせない！事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 1 生活対策費)

予算額：(R4) — 千円 → (R5) 4,427千円

事業概要：子どもの性被害を未然に防止するとともに、発生時に関係者が確実に対応・支援できるよう、教職員を対象にした研修や市町、関係機関等職員の対応力強化に取り組みます。

⑤みえの輝く女子プロジェクト事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 1 生活対策費)

予算額：(R4) 3,446千円 → (R5) 3,331千円

事業概要：女性が活躍できる環境整備に向けて、企業、三重労働局、大学、経済団体等さまざまな主体と連携した「女性の活躍推進三重県会議」を運営するとともに、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援やグループワークを通じた企業等の取組改善の支援を行います。

⑥広げようダイバーシティみえ推進事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 1 生活対策費)

予算額：(R4) 2,957千円 → (R5) 2,702千円

事業概要：誰もが参画・活躍できるダイバーシティ社会に向けた理解や行動につながるよう、県民の皆さんを対象にしたワークショップを実施します。

⑦性の多様性を認め合う社会推進事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 1 生活対策費)

予算額：(R4) 8,864千円 → (R5) 7,982千円

事業概要：県民の皆さんを対象としたイベントや企業向け研修など性の多様性に関する理解促進を図るとともに、性の多様性に関する相談窓口の運営や当事者等の交流会の開催、パートナーシップ宣誓制度を運用します。

子ども・福祉部

⑧DV対策基本計画推進事業

(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 5社会福祉施設費)

予算額：(R4) 35,227千円 → (R5) 33,002千円

事業概要：「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画第6次計画」に基づき、SNS相談や心理的ケアなどの相談支援を充実し、DV被害者等がより相談しやすい環境を整備します。また、二十代の女性を中心に一時保護の割合が高いことをふまえ、この世代に向けてインターネット広告を活用して相談窓口の周知等を行うとともに、女性相談所の相談体制を強化します。

施策の目標

(めざす姿)

外国人住民が安全で安心して生活でき、多様な文化的背景の人びとが、対等な関係のもとで互いの文化の違いを認め合う地域社会づくりに向け、さまざまな主体間のネットワークが強化され、外国人住民への情報提供や相談対応が充実することで、外国人住民が抱える生活、就労、教育等の課題の解決が図られています。

(課題の概要)

国による外国人労働者の受入れ拡大により、外国人住民の定住化や多国籍化が進むため、新たに、さまざまな生活場面における円滑なコミュニケーションの実現に向けた支援や更なる多言語への対応等が求められています。

現状と課題

- ①県内の外国人住民数は 53,042 人（令和 3 年末）で、県内総人口の 2.97% を占め、全国的にも高い割合です。外国人住民は、言葉や文化の違い等によりコミュニケーションが図りづらく、地域社会への参画が進んでいない状況です。国籍や文化的背景に関わらず、共に地域社会で暮らしていけるよう、引き続き、国際交流協会、NPO、経済団体、市町等と連携し、多文化共生の推進に取り組む必要があります。
- ②新型コロナウイルス感染症の感染拡大をきっかけとして、外国人住民に「みえ外国人相談サポートセンター（以下「M i e C o」）」の存在が浸透し、日常生活における不安や困りごと、不自由さ等を主訴とする相談が増えています。外国人住民の不安を軽減し、地域社会の一員として安心して暮らすことができるよう、行政情報や生活情報を確実に届けるとともに、相談体制をさらに充実させる必要があります。
- ③在住地域に日本語教室がないなどの理由で、学習を希望する外国人住民が日本語教育を受けられない状況があります。日本語教育の推進に取り組む市町は増えつつありますが、「生活者としての外国人」が日本語学習に容易にアクセスできるよう、市町や企業、日本語教育に関わる主体と連携し、日本語教育体制の整備をさらに推進する必要があります。

令和 5 年度の実行方針

- ①「三重県多文化共生推進会議」や「三重県外国人住民会議」等を通じ、多文化共生に係る課題や方向性等について協議・検討します。また、地域における多文化共生を計画的かつ総合的に推進するために、「三重県多文化共生社会づくり指針（第 2 期）」および「三重県日本語教育推進計画」について、関係機関等からの意見を聴きながら改訂します。
- ②M i e C o において、外国人住民からの相談にきめ細かく応じられるよう、関係機関との連携を強化します。また、災害時に外国人住民への支援が行き届くよう、多言語支援や避難所の受入体制整備等に取り組めます。

- ③「三重県日本語教育推進計画」に基づき、県内の日本語教育体制の整備に取り組みます。特に、令和4年度中に構築する「情報交換・情報伝達プラットフォーム（仮称）」を活用しつつ、市町、国際交流協会、日本語教室、外国人を雇用する企業等との連携を進めます。また、外国人住民に必要な情報を確実に届けることができるよう、引き続き、多言語による情報提供を行います。

KPI（重要業績評価指標）

項目 (項目の説明)	令和3年度	4年度	5年度	8年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
多文化共生の推進に向けて県と連携した団体数（累計） (令和4年度に構築する「情報交換・情報伝達プラットフォーム」(仮称)を活用し、多文化共生の推進に向けて県と連携した団体数（累計）)		59 団体	86 団体	137 団体
	9 団体	—	—	—
外国人住民の相談窓口の充実に向けた取組 (みえ外国人相談サポートセンター(MieCo)における外国人住民の相談窓口の充実(相談員の資質向上などによる複雑化、高度化すると想定される相談への対応等)に向けた取組)		相談窓口の 充実	相談窓口の 充実	相談窓口の 充実
	相談窓口の 確保	—	—	—

主な事業

①多文化共生がもつ力の活用事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 6 国際化対応費)

予算額：(R4) 3,215千円 → (R5) 3,171千円

事業概要：多文化共生社会づくり施策をさらに推進するため、県内外の関係機関等と連携、情報共有を図るとともに、県の取組等に関し、有識者や外国人支援団体、経済団体、外国人住民等と意見交換を行います。

②外国人住民の安全で安心な生活への支援事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 6 国際化対応費)

予算額：(R4) 39,378千円 → (R5) 39,791千円

事業概要：MieCoにおいて、外国人住民の生活全般に係る相談に的確に対応します。また、災害時に外国人住民を支援するための人材育成や実地訓練を行います。

③外国人住民に対する情報や学習機会の提供事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 6 国際化対応費)

予算額：(R4) 27,493千円 → (R5) 27,415千円

事業概要：日本語教育推進施策について、地域日本語教育に関わる団体等が情報交換をスムーズに行えるよう、各主体間のネットワーク強化に取り組みます。また、多言語ホームページにより行政・生活情報を提供します。

施策の目標

(めざす姿)

学校と家庭・地域が目標や課題を共有し、協働して、教育活動が進められ、子どもたちの学びと育ちを地域全体で支える体制が整っており、学校の活性化も進んでいます。また、教職員については、社会の変化に対応した専門性と、主体的に学ぶ子どもたちの力を引き出す指導力が向上するとともに、学校における働き方改革が進んでいます。

(課題の概要)

子どもたちの豊かな学びを実現していくため、地域と協働した学習や学校の活性化、教職員の資質向上と働き方改革の推進、ICTの活用、学校施設の整備など、教育環境を整える必要があります。

現状と課題

- ①学校運営協議会の円滑な導入や地域の特色や資源を生かした運営について、各市町に周知を図るとともに、地域の方々の参画により子どもたちの学習支援に取り組む市町に支援を行っています。今後、コミュニティ・スクールおよび地域学校協働活動を推進し、学校と地域が一体となった教育活動を進める必要があります。
- ②新たな県立高等学校活性化計画に基づき、県立高校の活性化に取り組むとともに、これからの時代に求められる高校での学びと学校のあり方について検討しており、今後も引き続き検討を進めていく必要があります。
- ③「令和4年度三重県教員研修計画」に基づき、教育的愛情や倫理観、コンプライアンス等の教職に必要な素養や児童生徒理解、授業力向上、人権教育、特別支援教育等に資する研修を実施するとともに、ICT活用指導力や不登校児童生徒への適切な支援など、今日的教育課題への対応力を高めるための研修を実施しています。教職員が児童生徒の主体的な学びを支える伴走者としての役割を担えるよう、時代の変化に対応した専門性を身につけるとともに、児童生徒の力を引き出す指導力の向上を図る必要があります。
- ④ICTを活用した学習が進むよう、県立高校においては、教科別にICT活用指導計画を策定し学習端末を活用した授業改善を進めるとともに、小中学校については、アドバイザーの派遣や、各市町の活用状況についての情報共有等を行い、学校や家庭での学習端末の活用を進めています。今後も引き続き、ICTを効果的に活用した授業が実践されるよう、教員の指導力の向上に向けた支援を行う必要があります。
- ⑤令和2年3月に策定した「三重県立学校施設長寿命化計画」に基づき、学校施設の老朽化対策を計画的に進めるとともに、トイレの洋式化にも取り組んでいます。県立学校においては、建築から長期間経過している校舎が多いことから、今後も、計画的に老朽化対策を進める必要があります。

- ⑥私立学校において個性豊かで多様な教育が充実されるよう、私立学校に対し経常的経費の助成を行っています。引き続き、私立学校の教育環境の維持のため、経常的経費に対する助成を行う必要があります。

令和5年度の取組方向

教育委員会

- ①コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の導入を進めるため、地域とともにある学校づくりサポーターによる国の動向や好事例の周知、各市町の取組や課題を協議する推進会議を開催するとともに、地域と学校をつなぐ役割を果たす地域学校協働活動推進員の配置を促進します。引き続き、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていなかったりする子どもの学習支援に取り組む市町への支援を行います。
- ②高等学校のさらなる活性化に取り組むとともに、新たに3地域を加えた6地域で地域別活性化協議会を開催し、各地域の状況や学校の果たす役割、学校の特色等に配慮しながら、地域における県立学校の学びと配置のあり方について検討を進めていきます。
- ③教育的愛情や倫理観、コンプライアンス等の教職に必要な素養や児童生徒理解、授業力等に資する研修を経験や職種に応じて実施し、指導力の向上に取り組むとともに、主体的・対話的で深い学びの授業改善につながる研修、言語活動を中心とした授業づくりのための英語指導力向上の研修や、1人1台学習端末等を活用したより効果的な授業実践に資する研修を実施し、今日的教育課題に対応できる専門性の向上に取り組めます。教職員のいじめへの対応力向上を図るため、法定・悉皆研修または希望者への専門研修において、いじめの構造やいじめを生まない学級づくり、組織的対応などについて学ぶ研修を新たに実施します。
- ④県立高校において、1人1台学習端末を活用して一人ひとりに応じた学びや協働的な学びを進めます。授業においては、紙教材では理解が難しい内容について動画を用いて理解を深める学習や、双方向による学習、探究型学習での実験や分析などに取り組むとともに、家庭においてはオンデマンド教材による学習や宿題のやり取りなど、学校と家庭で切れ目ない学習を進めます。また、市町にアドバイザーを派遣し、小中学校における情報セキュリティや授業での効果的な活用に関する助言を行います。さらに、教員や児童生徒のアカウントの管理に関するサポートや、教員等の資質向上を目的とした実践交流会の開催などに取り組めます。
- ⑤子どもたちが安全、快適に学べる環境を整備するため、「三重県立学校施設長寿命化計画」に基づき、県立学校の老朽化対策を計画的に進めるとともに、トイレの洋式化やバリアフリー化、校舎のLED化など、施設・設備の機能の向上に取り組めます。

環境生活部

- ⑥公教育の一翼を担う私立学校の教育環境の維持が図られ、個性豊かで多様な教育が一層拡充されるよう、学校運営に係る経費等の助成を行います。また、私立高等学校における若者の県内定着につながる取組等に対して支援します。

KPI（重要業績評価指標）

項目 (項目の説明)	令和3年度	4年度	5年度	8年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
地域と連携した教育活動に取り組んでいる小中学校の割合 (地域住民等の参画による学習支援に取り組んでいる公立小中学校の割合)		小学校 80.0% 中学校 70.0%	小学校 85.0% 中学校 77.5%	小学校 100% 中学校 100%
	小学校 71.6% 中学校 56.4%	—	—	—
研修とその後の教育実践により自らの資質・能力の向上が図られたとする教職員の割合 (「研修とその後の教育実践により自らのライフステージに応じた資質・能力を高めることができましたか」の質問に対して、「できた」と回答した教職員の割合)		52.0%	54.0%	60.0%
	49.2%	—	—	—
リーダーシップを発揮して、課題の改善に向け学校マネジメントの取組をより効果的に進めている学校の割合 (「組織マネジメント研修の成果を反映させ、課題の改善に向け組織的に取り組むことができましたか」の質問に対して、最も肯定的な選択肢である「よく取り組んでいる」と回答した公立小中学校および県立学校の割合)		小学校 53.0% 中学校 55.0% 県立学校 48.0%	小学校 54.0% 中学校 56.0% 県立学校 49.0%	小学校 57.0% 中学校 59.0% 県立学校 52.0%
	小学校 51.8% 中学校 53.6% 県立学校 47.0% (2年度)	—	—	—
1人あたりの年間平均時間外労働時間が減った学校の割合 (学校における働き方改革の取組により、1人あたりの時間外労働の年間平均時間が前年度より削減された公立小中学校および県立学校の割合)		59%	61%	67%
	—	—	—	—
1人1台端末を効果的に活用して指導できる教職員の割合 (児童生徒がICTを活用して、互いの考えを交換し共有して話し合いなどができるように指導する能力に関する問いに対して、肯定的に回答した教職員の割合)		82.4%	86.8%	100%
	77.9%	—	—	—
新たな時代の要請に応えた私立学校における特色ある教育・学校運営の取組数 (持続可能な学校運営の実現等に向け、私立中学校・高等学校が実施する特色ある教育・学校運営の取組数)		95件	100件	115件
	90件	—	—	—

教育委員会

①（一部新）地域と学校の連携・協働体制構築事業

（第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費）

予算額：(R4) 5, 102千円 → (R5) 14, 369千円

事業概要：地域とともにある学校づくりを進めるため、地域学校協働活動推進員の配置促進や、各市町のコミュニティ・スクールの拡充に向けた取組を支援します。また、地域未来塾など放課後等に補充的な学習支援に取り組む市町に対して補助を行います。中学校における休日の文化部活動の地域移行が円滑に進むよう、受け皿確保などの課題への助言を行うコーディネーター配置について市町に補助するとともに、運営団体における指導者の配置や諸費用への補助を行います。

②教育改革推進事業

（第10款 教育費 第1項 教育総務費 2 事務局費）

予算額：(R4) 3, 826千円 → (R5) 11, 152千円

事業概要：本県教育の今後のあり方について、国の教育改革の動向をふまえ、幅広い視点から検討する教育改革推進会議を開催し、次期「三重県教育ビジョン（仮称）」を策定します。また、地域協議会を開催し、各地域における高校の活性化や今後のあり方について協議を行います。

③（一部新）教職員研修事業

（第10款 教育費 第1項 教育総務費 5 総合教育センター費）

予算額：(R4) 38, 058千円 → (R5) 46, 581千円

事業概要：児童生徒が学習指導要領で求められる資質・能力を身につけられるよう、「令和5年度三重県教員研修計画」に基づき、主体的・対話的で深い学びの授業改善につながる研修を行うとともに、さまざまな教育課題に対応できる専門的指導力を育成する研修を実施します。初任や中堅の教職員、新任教頭を対象とした法定・悉皆研修において、いじめの定義の着実な理解やいじめ解消に向けた組織的対応等、いじめへの対応力向上に向けた研修を新たに実施するとともに、専門研修において、いじめを生まない学級づくりについて学ぶ研修を実施します。

④教育課程等研究支援事業

（第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費）

予算額：(R4) 4, 411千円 → (R5) 9, 676千円

事業概要：学習指導要領に即した授業改善や学習評価がなされるよう、小中学校の教職員等への研修等を行います。専門的な指導の充実と教職員の負担軽減を図るため、中学校において、顧問として単独で専門的な指導や引率を行える文化部活動指導員を増員します。中学生が郷土三重の魅力を英語で発信するコンテストを実施します。

⑤（一部新）教育相談事業

（第10款 教育費 第1項 教育総務費 5 総合教育センター費）

予算額：(R4) 61,273千円 → (R5) 63,969千円

事業概要：臨床心理相談専門員を配置して、子どもの心の問題の解決に向けた専門的教育相談を行うとともに、学校での教育相談体制を支援するための派遣を行います。教職員の教育相談に係る力量の向上を図る研修や、校内の教育相談体制づくりを推進する中核的リーダーの育成をめざした教育相談研修を実施します。不登校支援に係る研修を引き続き実施するとともに、いじめ相談への対応について学ぶ教職員研修を実施します。いじめ電話相談や多言語でも相談できる「子どもSNS相談みえ」を引き続き実施します。

⑥学校における働き方改革推進事業

（第10款 教育費 第1項 教育総務費 3 教職員人事費）

予算額：(R4) 317,373千円 → (R5) 315,406千円

事業概要：限られた時間の中で子どもたちと向き合う時間を確保し、より効果的な教育活動を持続的に行うため、感染症拡大防止のための業務や学習教材の準備など、教職員の支援を行うスクール・サポート・スタッフを、引き続きすべての公立学校に配置します。

⑦（一部新）学校情報ネットワーク事業

（第10款 教育費 第4項 高校教育費 2 高等学校管理費）

予算額：(R4) 424,604千円 → (R5) 322,648千円

事業概要：学校情報ネットワークを安全に利用できるよう、教職員用の1人1台パソコンの更新やネットワーク保守など情報基盤の適切な維持管理を行います。県立学校における業務の効率化とセキュリティ強化のため、業務システムのクラウド化を進めます。県立高校において、生徒の定期テスト等の答案をデジタル化して、自動採点や点数計算を行うとともに、テスト結果の蓄積・集計、解答傾向の分析等ができるシステムを導入し、採点業務の効率化や、生徒の理解度に応じた指導につなげます。

⑧情報教育充実支援事業

（第10款 教育費 第4項 高等学校費 2 高等学校管理費）

予算額：(R4) 253,351千円 → (R5) 264,743千円

（参考：(R4) 358,066千円 ※令和3年度2月補正含みベース）

事業概要：県立学校において、教科「情報」で学ぶプログラミング教育や情報デザインなど、専門的な実習に対応する学習用端末について、リースによる維持、更新を行います。

⑨校舎その他建築費

（第10款 教育費 第4項 高等学校費 3 学校建設費）

予算額：(R4) 2,816,287千円 → (R5) 2,568,017千円

事業概要：県立高校について、老朽化が進む施設の安全性を維持するため、県立学校施設の長寿命化計画に基づき、計画的な老朽化対策に取り組むとともに、トイレの洋式化や校舎のLED化など設備面での機能の向上に取り組めます。

環境生活部

⑩私立高等学校等振興補助金

(第10款 教育費 第8項 私学振興費 1 私学振興費)

予算額：(R4) 5,055,312千円 → (R5) 5,166,175千円

事業概要：公教育の一翼を担う私立学校（小学校・中学校・中等教育学校・高等学校）において、
建学の精神に基づく個性豊かで多様な教育が推進されるよう経常的経費への支援を行います。

施策の目標

(めざす姿)

生まれ育った環境に関わらず、子どもが権利の主体として尊重され、豊かに育つことができるよう、企業や団体等のさまざまな主体による支援の拡大や、子どもの居場所の確保が進んでいます。また、ひとり親家庭や経済的に困窮している子育て家庭、ヤングケアラー、発達に課題を抱える子どもなど、支援を必要とする子どもやその保護者を適切な支援につなげるため、地域における支援体制の構築が進んでいます。

(課題の概要)

少子化の進展や核家族化、地域社会でのつながりの希薄化などにより、年代の異なる子どもの交流や地域の大人と関わる機会など、子どもの豊かな育ちに重要となる多様な体験機会が減少しています。

また、保護者の経済的困難により子どもの学習機会や体験機会等が確保されず、夢や希望を諦めてしまうことに加え、貧困が連鎖してしまう状況となっています。さらに、子どもを取り巻く環境が変化中、新たに顕在化する、いわゆるヤングケアラーのような支援を必要とする子どもへの対応が求められます。

現状と課題

- ①地域社会のつながりの希薄化や新型コロナウイルス感染症による行動制限等により、子どもと地域の大人との関わりや体験機会などが減少する中、地域で子どもの育ちを応援する企業等と子どもをつなぎ、学びや体験の場を提供する取組を行っています。今後も、子どもの豊かな育ちのために、多様な体験ができる環境整備を行っていく必要があります。また、インターネットを通じて有害情報にふれたり、犯罪やトラブルに巻き込まれる事例があるため、青少年の健全な育成を阻害する要因から子どもを守る取組をさらに進める必要があります。
- ②「三重県子ども条例」に基づき、子どもの声を直接受け止め、子ども自身が解決に向かうよう支える相談電話「こどもほっとダイヤル」などの取組を行っています。子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、子どもの権利が守られ、子どもが自らの力を発揮して豊かに成長するため、子どもの生活や意識等の実態をより把握する必要があります。
- ③子育て家庭の孤立を防ぐため、ワークショップの開催や子育てのヒントなどが学べるWeb講座を実施しています。Web講座の充実等、子育て家庭への情報提供を推進するとともに、市町による子育て支援の取組がさらに展開されるよう、ワークショップの手法やツールの紹介など、情報共有を進める必要があります。
- ④男性の育児参画への関心や理解を深めるため、男性の育児参画の事例を広く情報発信するとともに、「みえのイクボス同盟」加盟企業や市町等と連携し、セミナー等を通じて育児休業を取得しやすい職場環境づくりに取り組んでいます。改正育児・介護休業法による男性の育児休業制度の充実に合わせ、さらなる男性の育児参画の推進や質の向上に取り組む必要があります。

- ⑤子ども食堂を含む「子どもの居場所」が担う役割は大きくなっており、その活動内容も多様化する中、居場所づくりに向けた研修やアドバイザー派遣等による運営スタッフの人材育成や、活動に対する財政支援により、「子どもの居場所」の運営力の強化などに取り組みました。引き続き、「子どもの居場所」の活動を持続可能なものとするため、市町や関係団体等と連携して、地域での支援・応援の輪を広げる取組を進める必要があります。
- ⑥ひとり親家庭や生活困窮家庭の子どもへの学習支援に取り組んでいます。また、「子どもの居場所」を運営するさまざまな団体が行う学習支援活動に対して、アドバイザーの派遣や活動資金の助成を行いました。一方で、県内の生活保護世帯の高校・大学への進学率が全世帯平均を大きく下回っているなど、学習支援等のさらなる充実を図る必要があります。
- ⑦ひとり親家庭の安定した雇用や収入確保のため、就業・就労支援を行うとともに、児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉貸付金のほか、資格取得をめざす人への給付金の支給を行っています。また、必要な支援情報を届けるため、スマートフォン等で24時間アクセスできる「ひとり親家庭等相談用AIチャットボット」システムの構築を進めています。引き続き、さまざまな支援制度の認知度向上や利用促進を図る必要があります。
- ⑧ヤングケアラーの実態を把握し、その支援策などを検討するため、ヤングケアラー・コーディネーターを配置するとともに、市町要保護児童対策地域協議会を対象に実態調査を行っています。また、ヤングケアラーを適切に把握し、必要な支援につなぐため、関係機関の職員等への研修を実施しています。今後は、実態調査の結果をふまえ、広く県民の理解を深めるため、周知・啓発に取り組む必要があります。加えて、ヤングケアラーの支援体制の充実を進める必要があります。
- ⑨私立学校に通う子どもたちが安心して学べるよう、就学支援金および奨学給付金の支給や授業料減免を行った学校法人等に対する助成等を行っています。引き続き、保護者等の経済的負担軽減のため、支援を行う必要があります。
- ⑩県立高校の授業料に充てる就学支援金や、授業料以外の教育費負担を軽減するための奨学給付金の支給、経済的な事由により修学が困難な生徒に対して修学奨学金の貸与等を行っています。奨学給付金においては、新型コロナウイルス感染症等の影響による家計急変世帯を支給対象としており、引き続き、高校教育に係る経済的負担の軽減を図るための支援を行っていく必要があります。
- ⑪発達支援が必要な子どもへの診療体制の充実に向けて、県立子ども心身発達医療センターの医師確保に努めています。また、身近な地域での発達障がい児の支援体制を強化するため、小児科医等を対象とした連続講座の開催や市町職員への研修、発達障がい児等への早期支援ツールである「CLMと個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入を推進しています。引き続き、専門医師の確保に努めるとともに、支援が必要な児童への取組を進める必要があります。

子ども・福祉部

- ①みえ次世代育成応援ネットワークと連携し、子どもが、さまざまな人とふれあったり、多様な体験をする機会を提供します。また、インターネットの適正利用に係る啓発など、青少年の健全な育成を推進する取組を実施します。
- ②三重県子ども条例に基づき、子どもの生活に関する意識、実態その他の県が行う施策の推進に必要な事項について、小・中・高校生や保護者、県民を対象に広くアンケート調査を実施し、その結果を「みえの子ども白書」として取りまとめて公表するとともに、各施策に活用します。
- ③子育てに不安を抱える保護者が、身近な地域において、保護者同士のつながりを築き、子育ての喜びや不安を共有できるよう、ワークショップの手法やツールの提供、Web講座の充実など、市町による子育て支援の取組がさらに展開されるよう支援します。
- ④男性が希望に応じて育児休業を取得できる環境づくりに向けて、企業を対象としたセミナーや情報発信に取り組むとともに、地域社会全体で男性の育児参画に向けた気運を醸成するため、育児のノウハウ習得等への支援や、これから親になる世代への普及啓発に取り組みます。
- ⑤「子どもの居場所」の運営力強化のため、財政支援に加え、アドバイザー派遣による支援内容の充実やスタッフの人材育成、地域におけるサポーターの拡大に取り組めます。また、子ども食堂を開催する飲食店を掘り起こすモデル事業を実施し、食の提供機会を増やすとともに、「子どもの居場所」の持続可能な活動につなげます。さらに、地域におけるネットワークの強化や情報発信等への支援を行います。
- ⑥生まれ育った家庭の経済状況等により、進学や学びをあきらめることがないように、ひとり親家庭や生活困窮家庭の子どもへの学習支援に取り組むとともに、学習支援等を行う「子どもの居場所」を支援します。また、学習支援の取組を充実させるため、タブレット端末の貸し出し等によるオンライン授業の導入を進めます。
- ⑦ひとり親家庭の就業や自立を促進するため、就労支援を行うとともに、さまざまな支援に適切につなげるよう情報発信を強化する取組を進めます。また、三重県母子・父子福祉センターにおける法律相談について、オンライン相談を導入するなど、より相談しやすい環境の整備に取り組めます。
- ⑧実態調査から明らかとなったヤングケアラーの状況等をふまえ、広く県民の皆さんに周知・啓発するため、フォーラム等を開催するとともに、支援者向けの啓発ハンドブックの作成や講座等を実施します。
- ⑨県立子ども心身発達医療センターを中心とした途切れのない発達支援体制の構築のため、引き続きセンターの医師確保に努めるとともに、市町との連携強化や専門人材の育成に取り組めます。また、発達障がい早期発見・支援につなげるため、身近な地域における医療の確保と支援体制の充実に取り組めます。あわせて、「CLMと個別の指導計画」の保育所等への導入を促進します。

環境生活部

- ⑩家庭の経済状況に関わらず、子どもたちが私立学校等で安心して学べるよう、就学支援金および奨学給付金の支給や授業料減免を行った学校法人等に対する助成等により、保護者等の経済的負担の軽減を行います。

教育委員会

- ⑪高校教育に係る経済的負担の軽減を図るため、きめ細かに修学支援制度を周知するとともに、就学支援金および奨学給付金の支給ならびに修学奨学金の貸与等を行います。就学支援金については、やむを得ない理由により収入が著しく減少した世帯を新たな支援対象とするとともに、奨学給付金については給付額を増額し、低所得世帯のさらなる負担軽減に取り組みます。

KPI（重要業績評価指標）

項目 (項目の説明)	令和3年度	4年度	5年度	8年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
県が関わる子ども・子育て支援活動に参加した企業・団体数（累計） （県が関わって実施される子どもの体験機会の提供や世代間交流、事業への協賛（資金的、人的支援等）など、子どもの育ちや子育て家庭を支援する活動に参加した企業・団体数）		163 企業・団体	173 企業・団体	200 企業・団体
	153 企業・団体	—	—	—
子どもの居場所数 （子ども食堂やフードパントリーなど、学校や家庭以外で子どもが気軽に集える「子どもの居場所」の数）		90 か所	105 か所	150 か所
	78 か所	—	—	—
地域の医療機関に対して行う発達障がいに関する連続講座の受講者数（累計） （地域の医療機関に対して、子ども心身発達医療センターが行う発達障がいに関する連続講座の受講者数）		177 人	227 人	377 人
	127 人	—	—	—

子ども・福祉部

①子ども・若者対策事業

(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 7 子ども対策費)

予算額：(R4) 25,619千円 → (R5) 25,473千円

事業概要：三重県青少年健全育成条例に基づく立入調査を実施するとともに、青少年がインターネットに関する正しい知識を得るため、青少年やその保護者等を対象に「インターネットの適正利用に関する出前講座」を実施します。

②(一部新)子どもの育ちの推進事業

(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 1 社会福祉総務費)

予算額：(R4) 13,132千円 → (R5) 25,644千円

事業概要：みえ次世代育成応援ネットワーク参加企業・団体をはじめとするさまざまな主体と連携し、体験機会の提供など、子どもの豊かな育ちを支える取組を実施します。また、子どもの声を直接受け止め、子ども自身が解決に向かうよう支える相談電話「こどもほっとダイヤル」を実施します。加えて、「三重県子ども条例」に基づき、子どもの生活に関する意識、実態等について、小・中・高校生や保護者、県民を対象にアンケート調査を実施し、子どもの自己肯定感や体験機会の有無、地域の大人との関わりなどを把握し、「みえの子ども白書」として取りまとめ、子ども・子育て支援に係る各施策に活用します。

③親の学び応援事業

(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 1 社会福祉総務費)

予算額：(R4) 3,694千円 → (R5) 1,360千円

事業概要：市町において、保護者同士のつながりを作るためのワークショップの実施が促進されるよう支援するとともに、保護者が子育てについてヒントを得ることができるWeb講座の充実を図ります。

④(一部新)男性の育児参画普及啓発事業

(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 1 社会福祉総務費)

予算額：(R4) 3,493千円 → (R5) 14,128千円

事業概要：男性の育児参画の事例を広く情報発信するとともに、希望に応じて男性が育児休業を取得できる職場環境づくりを支援します。また、男性の育児参画の質の向上に向けて、育児のノウハウ習得やパートナーとのコミュニケーションの充実に向けた情報発信を行います。さらに、子育て支援の充実を図るため、地域の企業が子育て世帯に対して特典を提供する「子育て応援クーポン」をアプリ化し、活用を促進します。

⑤(一部新)子どもの貧困対策推進事業

(第3款 民生費 第2項 児童福祉費 3 母子福祉費)

予算額：(R4) 17,110千円 → (R5) 28,574千円

事業概要：「子どもの居場所」の安定的な運営に向けて、アドバイザー派遣や勉強会の開催、財政的支援等に加え、「子どもの居場所」と地域におけるさまざまな協力者とのマッチングを行います。また、協力者の新規開拓に向けて、既存の「子どもの居場所」などと連携し、子ども食堂を開催する飲食店を掘り起こすモデル事業を新たに実施します。

⑥（一部新）生活困窮家庭の子どもの学習・生活支援事業

（第3款 民生費 第1項 社会福祉費 1 社会福祉総務費）

予算額：(R4) 5,810千円 → (R5) 16,731千円

事業概要：生活困窮家庭の子どもに対する学習支援について、オンライン授業の導入等により支援内容を充実させることにより、学力や学習意欲のさらなる向上を図り、卒業後の安定した就職や自立につながるよう取り組みます。

⑦ひとり親家庭自立支援事業

（第3款 民生費 第2項 児童福祉費 3 母子福祉費）

予算額：(R4) 53,751千円 → (R5) 57,988千円

（参考：(R4) 65,151千円 ※令和3年度2月補正含みベース）

事業概要：ひとり親家庭の母または父の、安定した雇用と収入の確保に向けて、就職に有利な資格を取得できるよう、高等職業訓練促進給付金等の就業支援を行います。また、ひとり親家庭向けの支援制度等に関する情報の提供体制を強化します。さらに、安心して子育てができるよう、家庭生活支援員の派遣による日常生活支援やひとり親家庭の子どもの学習支援を行う市町への支援を行います。

⑧（一部新）ヤングケアラー支援事業

（第3款 民生費 第2項 児童福祉費 4 児童福祉施設費）

予算額：(R4) 16,813千円 → (R5) 23,708千円

事業概要：ヤングケアラーへの支援体制を強化するため、要保護児童対策協議会の構成機関職員等への研修を実施するとともに、ヤングケアラー・コーディネーターを配置します。また、ヤングケアラーに対する県民の理解を深めるためのフォーラムの開催や、関係機関を対象とした啓発ハンドブックの作成、コーディネーターによる出前講座を新たに行い、ヤングケアラーへの支援に取り組みます。

⑨医療支援事業

（第1款 子ども心身発達医療センター費 第1項 子ども心身発達医療センター費 1 子ども心身発達医療センター費）

予算額：(R4) 31,607千円 → (R5) 32,058千円

事業概要：身近な地域における途切れのない発達支援体制の構築に向けて、「CLMと個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入を促進するとともに、市町の総合支援窓口の中心となる人材を育成します。また、発達障がい児の早期診断、早期支援のため、地域の医療機関への実践研修等の技術的支援を行うとともに、市町、療育機関など関係機関とのネットワークの構築等を進めます。

環境生活部

⑩私立高等学校等就学支援金交付事業

（第10款 教育費 第8項 私学振興費 1 私学振興費）

予算額：(R4) 2,769,106千円 → (R5) 2,672,702千円

事業概要：私立学校に通う子どもたちが安心して学べるよう、就学支援金等の支給を行うことにより、保護者等の経済的負担の軽減を図ります。

⑪私立高等学校等教育費負担軽減事業

(第10款 教育費 第8項 私学振興費 1 私学振興費)

予算額：(R4) 184,623千円 → (R5) 188,502千円

事業概要：私立学校に通う子どもたちが安心して学べるよう、奨学給付金の支給や授業料減免を行った学校法人に対する助成等を行うことにより、保護者等の経済的負担の軽減を図ります。

教育委員会

⑫高等学校等進学支援事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費)

予算額：(R4) 129,383千円 → (R5) 136,748千円

事業概要：高等学校・高等専門学校生徒に対する修学奨学金の貸与等により、経済的な理由で修学が困難な生徒を支援します。

⑬高校生等教育費負担軽減事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費)

予算額：(R4) 3,538,111千円 → (R5) 3,481,026千円

事業概要：就学支援金や奨学給付金等を支給し、高等学校等における保護者等の教育費負担の軽減を図ります。また、就学支援金においては、収入が著しく減少した世帯を新たな支援対象とし、奨学給付金とともに家計急変世帯への支援に取り組みます。

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんが文化に学び、感性を育みながら心豊かな生活を送れるよう、文化芸術を担う人材の育成や地域における文化芸術の継承・発展・創造が進むとともに、生涯にわたって生きがいを感じることができるよう、文化にふれ親しむ環境やさまざまな学習機会の充実が図られています。

(課題の概要)

人口減少・高齢化等に伴い、文化芸術を担い継承する人材が不足し、地域における文化の衰退が懸念されています。また、「人生 100 年時代」の到来を見据え、県民の皆さんが生涯を通じて、学びたい時に学べる環境づくりへのニーズが高まっており、その充実が求められています。

現状と課題

- ①文化を取り巻く社会環境の変化や国における文化振興施策に関する法整備をふまえ、県民の皆さんや市町、文化団体など幅広く意見をいただきながら、「三重県文化振興条例（仮称）」ならびに中長期的な文化の振興方策について検討する必要があります。
- ②各県立文化施設が、三重の多様で豊かな自然や歴史・文化を体験する展覧会や魅力的な公演を開催することにより、国籍や障がいの有無に関わらず全ての県民の皆さんが主体的に三重の文化にふれ親しむ環境づくりが必要です。また、三重の文化の拠点として、歴史・文化資源の価値を一層高めるとともに、活用することで観光振興や地域の活性化につなげていく必要があります。
- ③国・県指定等を受けている文化財が適切に保存・継承されるよう、所有者等に財政的・技術的支援を行っています。市町が作成する文化財保存活用地域計画の検討が円滑に進むよう、関係市が行う市民等への周知方法について助言を行うとともに、計画内容を深めるための国・県・市による協議を積極的に進めています。引き続き、文化財所有者への支援や市町への指導助言を積極的に行っていく必要があります。
- ④「人生 100 年時代」の到来を見据え、県民の皆さんが人生をより豊かに過ごすことができるよう、ライフステージ等に応じた多様な学習ニーズを把握し、魅力的な学びの場や学んだ成果を発表できる場の提供など、生涯を通じて学ぶことができる環境づくりが必要です。
- ⑤社会教育関係者の人材育成とつながりづくりのため、地域と学校をつなぐコーディネーターを養成するとともに、さまざまな主体による学び合いを進めています。引き続き、社会教育関係者の育成とネットワークの強化に取り組み、社会教育施設における地域課題の解決に資する場づくりをサポートしていく必要があります。

- ⑥鈴鹿青少年センターについては、PFI事業契約に基づいて、施設の改修に係る設計が要求水準書や提案内容に沿ったものとなっているかのモニタリングを行っています。また、熊野少年自然の家については、指定管理者選定委員会を設置し、令和5年度以降の指定管理者を選定しています。両施設ともに魅力ある施設の管理・運営を継続・安定させていく必要があります。

令和5年度の実行方針

環境生活部

- ①「三重県文化振興条例（仮称）」とあわせて、文化にふれ親しみ創造する環境づくりや文化を育み継承する人材の育成など、今後の文化振興に係る具体的な方向性を定めた「三重県文化振興方針（仮称）」の策定に取り組み、文化行政を総合的・計画的に推進していきます。
- ②県立文化施設を「三重の歴史や文化を知る・学ぶ拠点」として位置付けた上で、齋宮をはじめ伊勢神宮ゆかりの地を巡る文化体験ルートをモデル事業として実施し、市町や関係機関等と連携しながら、文化の振興と地域の活性化の好循環を生み出します。
- ③県総合文化センター（文化会館、生涯学習センター）においては、音楽や演劇、伝統芸能など、多彩で魅力的な文化芸術公演や、県内高等教育機関や博物館等と連携したセミナー、子どもたちが本物の文化を体験できるアウトリーチ事業等を実施し、県民の皆さんに多様な文化と学びの場を提供します。
- ④総合博物館においては、活動理念である「ともに考え、活動し、成長する博物館」のもと、さまざまな主体や利用者との連携を進めるとともに、三重の多様で豊かな自然と歴史・文化等をテーマにした魅力的な企画展や教育普及事業、移動展等のアウトリーチ活動を行います。
- ⑤県立美術館においては、近現代日本画の優れた作品の紹介や三重にゆかりのある作家を顕彰する展覧会を開催するほか、文化・教育関係機関をはじめとするさまざまな主体と連携した教育普及活動等、誰もが利用しやすい美術館をめざして、展示、普及活動に取り組みます。
- ⑥齋宮歴史博物館においては、歴史や古典文学、美術に興味関心の高い層に対してより深く齋宮の魅力を伝える特別展をはじめ、歴史体験プログラム等の教育普及に取り組みます。また、発掘調査では、奈良時代の中枢部の解明を進めることにより齋宮の魅力を発信します。
- ⑦県立図書館においては、全ての県民の皆さんがより良い図書館サービスを等しく利用できるような図書資料の充実を行うとともに、広域ネットワークを活用した図書館間の資料搬送等に取り組みます。また、市町立図書館等と連携した展示やセミナーの開催により、図書館の利用拡大を図ります。

教育委員会

- ⑧歴史的・文化的に価値の高い文化財を調査し、保存・継承のため指定・登録等の措置を講じます。「三重県文化財保存活用大綱」に基づき、市町や文化財所有者等による文化財の保存・活用・継承への取組を支援するとともに、パネル展やSNSを通じた文化財の魅力情報の発信に取り組みます。世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」については、関係市と連携して、計画的な維持補修や魅力発信に取り組みます。文化財保存活用地域計画については、関係市と連携を深め、充実した計画内容となるよう助言等の支援を行います。

⑨地域と学校をつなぐコーディネーターが、より積極的に活動できるよう、フォローアップ講座を開催し、社会教育に携わる人材の育成とネットワークの強化に取り組みます。また、社会教育の振興を図るため、市町の社会教育委員や社会教育担当職員等を対象に研修や情報交換を行うとともに、公民館等の社会教育施設において地域課題の解決に資する学びの場が創出されるよう講習等を実施します。

⑩鈴鹿青少年センターについては、青少年をはじめとした幅広い世代が集い、交流できる施設とするため、令和6年3月末まで休館のうえ、要求水準書や提案内容に沿って施設改修を行います。また、熊野少年自然の家については、新たな管理者のもと、より魅力ある施設として、多くの方が学び楽しむことができる学習プログラムやイベントを開催します。

KPI（重要業績評価指標）

項目 (項目の説明)	令和3年度	4年度	5年度	8年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
参加した文化活動、生涯学習に対する満足度 (県立文化・生涯学習施設が実施した展覧会、講座、公演事業および歴史・文化資源を活用した事業におけるアンケート調査で、「満足」「やや満足」「やや不満」「不満」のうち、その内容について「満足」と回答した人の割合)		72.6%	73.6%	76.6%
	71.6%	—	—	—
県立文化施設の利用者数 (県立の図書館、博物館、美術館、斎宮歴史博物館および三重県総合文化センターの利用者数)		84万人	100万人	140万人
	70.5万人	—	—	—
文化財の保存・活用・継承に向けた支援活動の実施件数 (関係団体や市町等とともに文化財の保存・活用・継承に向けて取り組んだ件数)		72件	77件	92件
	67件	—	—	—

主な事業

環境生活部

①文化活動連携事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 3 文化振興費)

予算額：(R4) 16,728千円 → (R5) 20,922千円

事業概要：「三重県文化振興条例(仮称)」とあわせて「三重県文化振興方針(仮称)」の策定に取り組み、文化施策を総合的・計画的に推進します。また、三重県文化賞の実施や県内各地域の文化活動等の情報を収集し発信することにより、さまざまな主体の文化活動を促進します。

②(新) 県立文化施設を中核とした三重の新たな文化観光構築事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 3 文化振興費)

予算額：(R4) 一 千円 → (R5) 15,752千円

事業概要：斎宮を核とした文化体験ルートを設定することにより、三重の文化について理解を深める機会を創出するとともに、さまざまな媒体を活用し、その魅力を効果的に発信していきます。また、文化観光推進法に基づく計画を策定し、文化観光の構築につなげます。

③文化会館事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 8 総合文化センター費)

予算額：(R4) 70,758千円 → (R5) 69,847千円

事業概要：芸術性の高いオペラ、バレエ等から高い人気を誇る歌舞伎等の伝統芸能まで、多彩で魅力的な文化芸術公演やアウトリーチ活動、人材育成に取り組みます。

④生涯学習センター事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 8 総合文化センター費)

予算額：(R4) 9,701千円 → (R5) 9,701千円

事業概要：多様化・高度化する県民の皆さんの生涯学習ニーズに応えるため、県内の高等教育機関、各種団体等との連携により、三重の歴史・文化など多様で時宜を得たテーマによる学習機会を提供するとともに、地域において生涯学習分野で活動する方々を支援するための研修会を開催します。

⑤総合博物館展示等事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 9 博物館費)

予算額：(R4) 51,533千円 → (R5) 49,855千円

事業概要：三重の多種多様で豊かな自然や歴史・文化を紹介する企画展等を開催するとともに、令和6年度に開館10周年を迎えることからその機運を高めるため、プレ記念特別展を実施します。また、地域と連携して、移動展示やアウトリーチキットの活用等のアウトリーチ活動を展開し、人材育成と本県の魅力発信に取り組みます。

⑥美術館展示等事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 10 美術館費)

予算額：(R4) 79,952千円 → (R5) 74,077千円

事業概要：近現代の日本画を代表する画家や本県出身で日本文化の発展に寄与した芸術家を紹介する企画展を開催するとともに、文化・教育関係機関をはじめとするさまざまな主体と連携した教育普及活動等に取り組むなど、県民の皆さんが美術にふれ親しむ機会を提供します。

⑦斎宮歴史博物館展示・普及事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 11 斎宮歴史博物館費)

予算額：(R4) 12,492千円 → (R5) 9,694千円

事業概要：平安時代を中心に文学や社会風俗等を紹介する企画展、古代における人びとの信仰や祭祀を伝える特別展を開催することにより、斎王・斎宮を幅広く親しみやすい内容で紹介するとともに、講座や地域と連携した企画展を実施し、史跡斎宮跡の魅力発信に取り組みます。

⑧図書館管理運営事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 8 総合文化センター費)

予算額：(R4) 213,134千円 → (R5) 183,450千円

事業概要：全ての県民の皆さんがより良い図書館サービスを等しく利用できるよう図書資料の充実を図るとともに、市町立図書館等と構築した図書館総合情報ネットワークや図書の相互貸借に係る物流ネットワークを適切に運用します。また、図書館職員向けの研修会の開催や取組事例の紹介など、市町立図書館等への支援を行います。

教育委員会

⑨文化財保存管理事業

(第10款 教育費 第6項 社会教育費 6 文化財保護費)

予算額：(R4) 6,060千円 → (R5) 5,712千円

事業概要：「三重県文化財保存活用大綱」に基づき、文化財保護審議会の審議等を通じ、県内の貴重な文化財が適切に保存・活用・継承等の措置が図られるよう、市町や文化財所有者への支援を行います。また、国・県指定等文化財が持つ魅力の情報発信を行うとともに、適切に保存されるよう巡視を行います。

⑩地域文化財総合活性化事業

(第10款 教育費 第6項 社会教育費 6 文化財保護費)

予算額：(R4) 90,000千円 → (R5) 113,646千円

事業概要：国・県指定等の文化財の所有者等が行う文化財修復等の事業について、技術的な助言および必要な経費に対する支援を行うとともに、所有者等による保存・活用・継承の取組を促進します。

⑪世界遺産熊野参詣道・無形文化遺産保存管理推進費

(第10款 教育費 第6項 社会教育費 6 文化財保護費)

予算額：(R4) 538千円 → (R5) 854千円

事業概要：世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の保存と活用のため、文化庁や奈良県・和歌山県および関係市町と連携した取組を行うとともに、資産の保存・管理にさまざまな主体が参画できるよう講習会・講演会等を開催します。市町が実施する世界遺産追加登録資産の学術調査について、技術的支援を行います。「鳥羽・志摩の海女漁の技術」のユネスコ無形文化遺産登録に向けて、関係県との連携強化に努めます。

⑫三重の文化・歴史を引き継ごう！新しい学びの機会創出事業

(第10款 教育費 第6項 社会教育費 6 文化財保護費)

予算額：(R4) 1,500千円 → (R5) 1,200千円

事業概要：新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで以上に地域の文化や歴史に触れることが難しくなっていることから、地域の文化財への理解や関心を深めるきっかけとして、受講生を募集し、遺跡等の発掘等を行う体験講座を開催します。受講した参加者が、県や市町における文化財の保存や活用、継承の取組に協力したり、さまざまな形で身近な文化財に関わったりしていく新たな契機を創出します。

⑬（新）未来へ伝えるみえのお祭りアーカイブ事業

（第10款 教育費 第6項 社会教育費 6 文化財保護費）

予算額：(R4) ー 円 → (R5) 5,192千円

事業概要：祭り等の無形民俗文化財の担い手不足が深刻化していることから、祭り等の魅力を伝える映像記録の作成やこれまでの映像記録をデジタル化し、無形文化財の記録保存を行うとともに、子どもたちを「みえ祭り協力隊」として募集し、祭りを体験し、取材する機会を創出して、未来の担い手育成につなげます。地域の文化財の魅力を広く伝えるため、作成した映像記録や子どもたちの取材記事の特集サイトを公開します。

⑭埋蔵文化財センター管理運営費

（第10款 教育費 第6項 社会教育費 6 文化財保護費）

予算額：(R4) 7,528千円 → (R5) 9,012千円

事業概要：埋蔵文化財に係る必要な発掘調査や適切な保存管理を行うとともに、県民への公開・普及を行います。文化財を活用した体験事業やイベント、学校において文化財に触れられる出前授業等を行い、子どもたちの郷土への愛着を育みます。

⑮（一部新）社会教育推進体制整備事業

（第10款 教育費 第6項 社会教育費 1 社会教育総務費）

予算額：(R4) 1,334千円 → (R5) 2,114千円

事業概要：社会教育の振興を図るため、市町における社会教育委員等を対象に研修や情報交換を行います。公民館等の社会教育施設において地域課題の解決に資する学びの場が創出されるよう講習等を実施するとともに、地域と学校をつなぐコーディネーターの資質向上を図る講座を開催します。また、博物館法の改正に伴う審査登録を実施します。

⑯鈴鹿青少年センター費

（第10款 教育費 第6項 社会教育費 1 社会教育総務費）

予算額：(R4) 66,448千円 → (R5) 1,925,420千円

事業概要：鈴鹿青少年センターにおいて、PFI事業契約に基づき実施される施設改修の経費を負担するとともに、令和6年4月のリニューアルオープンに向けて必要な準備を進めます。

⑰熊野少年自然の家費

（第10款 教育費 第6項 社会教育費 1 社会教育総務費）

予算額：(R4) 47,908千円 → (R5) 70,228千円

事業概要：自然の中で心身ともに健全な少年を育成するため、熊野少年自然の家を指定管理により運営し、施設利用者の増加および社会教育の普及・振興を図るとともに、効率的な管理運営を行います。また、経年劣化に伴う施設の維持管理のため、給水管の改修工事を実施します。

【主担当部局：戦略企画部】

行政運営の目標

人口減少をはじめとする社会課題やさまざまな地域課題の解決に向けて、P D C A（計画・実行・評価・改善）サイクルに基づき、「みえ元気プラン」の適切な進行管理に努めることで、「強じんでも多様な魅力あふれる『美し国』」の実現に向けた県の取組が着実に進んでいます。

現状と課題

- ①人口減少・高齢化の進展や自然災害の激甚化・頻発化、脱炭素社会の実現に向けた動きやデジタル化の急速な進展といった時代潮流への対応を進め、将来世代も含めた県民の皆さんが元気に、かつ安全・安心に暮らすことのできる持続可能な地域を県民の皆さんとともに作り上げていくため、「強じんな美し国ビジョンみえ」及び「みえ元気プラン」に示した取組を着実に推進する必要があります。
- ②県民の皆さんの意識を把握し、県政運営の参考等として活用するため、アンケート調査を実施しています。「強じんな美し国ビジョンみえ」及び「みえ元気プラン」に基づく取組の推進に活用できるよう調査内容を検討した上で、継続して実施していく必要があります。
- ③温室効果ガスの排出削減など、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を県内の産業・経済の発展につなげていけるよう、「ゼロエミッションみえ」プロジェクトを推進していく必要があります。
- ④持続可能な三重づくりに向けて、県内の企業・団体等のSDGsの取組を推進するため、令和3年11月に「三重県SDGs推進パートナー登録制度」を創設しました。令和4年9月時点で883事業所を登録したところであり、県内企業・団体等のSDGsに資する取組の活性化を図っていく必要があります。
- ⑤日本を取り巻く安全保障環境が変化しつつある中、県民の皆さん一人ひとりが平和に関する理解を深め、戦争の記憶と教訓を風化させないよう、引き続き、多くの県民の皆さんに戦争の悲惨さと平和の大切さを伝えていく必要があります。
- ⑥人口減少の実態や要因についての調査分析や、これまでの取組の検証を行いながら、本県の人口減少対策にかかる取組の方向性を示す「三重県人口減少対策方針（仮称）」の策定に向けて検討を進めています。また、全29市町が参画する「みえ人口減少対策連携会議」において、共同での事業等の実施に向けた検討を進めています。こうした取組をふまえ、市町をはじめさまざまな主体と連携しながら効果的な対策に取り組む必要があります。
- ⑦本県の施策を推進するうえで必要な国の制度の創設や改正、翌年度の政府予算に反映を求める事項について、県独自で国への提言を実施しています。引き続き、地域の実情に応じた制度改正や予算編成がなされるよう、国に対して、時機を捉え提言・要望活動を実施していく必要があります。

- ⑧全国知事会や圏域の知事会等と連携し、広域的課題や共通の地域課題の解決に向けた取組や国への提言を実施しています。引き続き、広域的に連携した取組を進めるとともに、地域の実情に応じた制度改正や予算編成がなされるよう、国等に対して提言・要望活動を実施していく必要があります。
- ⑨県民の皆さんや、企業、団体等のさまざまな活動に生かせるよう、基礎資料となる各種統計情報を正確にわかりやすく提供することが必要です。
- ⑩NPOの基盤を強化し、市民活動等の活性化につなげていくため、情報発信や研修会等を開催しています。引き続き県民の皆さんの社会参画や連携を促進するとともに、NPOが、多様化、複雑化する地域の諸課題に対応できるよう、支援していく必要があります。

令和5年度の取組方向

戦略企画部

- ①令和5年度は、「強じんな美し国ビジョンみえ」及び「みえ元気プラン」の本格的なスタートの年となります。ビジョンに掲げた基本理念の実現に向け、「みえ元気プラン」の的確な進行管理を行っていきます。
- ②県民の皆さんの意識を把握し、「強じんな美し国ビジョンみえ」及び「みえ元気プラン」に基づく取組を効果的に進めるため、県民を対象としたアンケート調査を実施します。
- ③「ゼロエミッションみえ」プロジェクトを着実に推進していくため、庁内の総合調整を行うとともに、再生可能エネルギーやカーボンクレジットを活用した地域経済活性化に資する方策について調査を行い、効果的な取組につなげていきます。
- ④「三重県SDGs推進パートナー登録制度」に登録した推進パートナーをはじめとする県内企業・団体等のSDGsに向けた取組の活性化と好事例の横展開を図ります。
- ⑤県民の皆さん一人ひとりに平和に関する理解を深めていただけるよう、若い世代をはじめとする多くの県民の皆さんに、戦争の悲惨さと平和の大切さを伝える機会づくりに取り組みます。
- ⑥地域の実情に応じた人口減少対策に取り組むため、市町との広域的な連携体制を強化し、共同で調査や対策の検討を実施するとともに、人口減少が著しい南部地域における定住促進等に取り組む「人口減少対策広域コーディネーター（仮称）」を配置します。また、人口減少にかかる調査・分析を進めつつ、市町および庁内の総合調整機能を発揮しながら効果的な対策につなげます。
- ⑦全国知事会や圏域の知事会等に参画し、広域的に連携した取組を進めるとともに、地域の実情に応じた制度改正や予算編成がなされるよう、国等に対して提言・要望活動を実施します。
- ⑧迅速かつ正確な統計調査の実施、審査、集計等を行い、調査結果を分かりやすく公表します。また、主要経済指標等の最新の統計情報を県ホームページで提供するほか、各種統計資料を適切に作成、刊行するとともに、統計の普及と利活用の推進及び統計調査への理解促進を図ります。

環境生活部

- ⑨県民の皆さん一人ひとりが自らを社会の担い手として認識し、NPO活動への理解、参画が促進され、さまざまな主体との連携による地域課題の解決に向けた取組が一層進むよう、NPO活動等の情報発信、NPOや中間支援組織の基盤・機能強化に取り組みます。

KPI（重要業績評価指標）

項目 (項目の説明)	令和3年度	4年度	5年度	8年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
目標の達成に向けて取組が進んだ「みえ元気プラン」の施策の割合 (「みえ元気プラン」の各施策に設定されたKPIについて、過半数が達成している施策の割合)	—	80%	80%	80%
	—	—	—	—

主な事業

戦略企画部

①計画進行管理事業

(第2款 総務費 第2項 企画費 3 企画費)

予算額：(R4) 24,744千円 → (R5) 3,214千円

事業概要：「強じんな美し国ビジョンみえ」の基本理念の実現に向け、施策の成果や課題に関する議論を通じてPDCAサイクルを的確に運用し、各部局に対して必要な支援や助言等を行うことで「みえ元気プラン」の着実な進行管理を図ります。

②(新)「ゼロエミッションみえ」プロジェクト総合推進事業

(第2款 総務費 第2項 企画費 3 企画費)

予算額：(R4) — 千円 → (R5) 14,377千円

事業概要：「ゼロエミッションみえ」プロジェクトの着実な推進に向け、庁内の総合調整を行うとともに、再生可能エネルギーの特性を生かした地域経済の活性化プロジェクトやJ-クレジット等の効果的な活用に係る調査を行います。

③計画推進諸費

(第2款 総務費 第2項 企画費 3 企画費)

予算額：(R4) 7,187千円 → (R5) 7,128千円

事業概要：県民の皆さんの意識を把握し、県政の運営に活用するため、広く県民を対象としたアンケート調査を行います。

④未来につなぐ平和発信事業

(第2款 総務費 第2項 企画費 3 企画費)

予算額：(R4) 600千円 → (R5) 600千円

事業概要：被爆地広島との交流や被爆・戦争関連資料の展示などを通じて、若い世代をはじめとする多くの県民の皆さんに、戦争の悲惨さと平和の大切さを伝えていく機会を設けます。

⑤（一部新）人口減少対策費

（第2款 総務費 第2項 企画費 3 企画費）

予算額：(R4) 20,000千円 → (R5) 42,330千円

事業概要：地域の実情に応じた人口減少対策に取り組むため、市町と共同で調査や対策の検討を実施するとともに、地域のさまざまな主体と連携して人口減少が著しい南部地域における定住促進や広域的な情報発信等に取り組む「人口減少対策広域コーディネーター（仮称）」を配置します。また、人口減少にかかる調査・分析を進め、効果的な対策につなげます。

⑥広域連携推進費

（第2款 総務費 第2項 企画費 1 企画調整費）

予算額：(R4) 11,712千円 → (R5) 13,178千円

事業概要：全国知事会や圏域の知事会等に参画し、国への提言活動を実施するとともに地域課題や県境を越えて取り組むべき広域的課題の解決に向け、他の自治体等と連携した取組を実施します。

⑦（新）住宅・土地統計調査費

（第2款 総務費 第3項 統計調査費 2 統計調査費）

予算額：(R4) ー 千円 → (R5) 95,867千円

事業概要：住生活関連諸施策の基礎資料を得るために、県内の約47,800世帯を対象に、住宅とそこに居住する世帯の状況、世帯の保有する土地等の実態について調査を実施します。

環境生活部

⑧みえ県民交流センター指定管理事業

（第2款 総務費 第5項 生活文化費 1 生活対策費）

予算額：(R4) 26,483千円 → (R5) 26,483千円

事業概要：県民一人ひとりが自らを社会の担い手として認識し、NPO活動への理解、参画が促進され、さまざまな主体との連携による地域課題の解決に向けた取組が一層進むよう、「みえ県民交流センター」を拠点としたNPO活動等の情報発信、セミナー開催等によるNPOや中間支援組織の基盤・機能強化に取り組めます。

令和5年度新規事業一覧(一般会計)

各記号の意味は、以下のとおりです。
 「※」…一部新規を含むもの(事業費は新規分のみを計上)
 「☆」…市町予算と関連があると考えられるもの
 「◇」…令和5年度重点施策枠のもの
 「□」…県民提案をふまえたもの

(単位:千円)

番号	部局名	施策	事業名称	細事業名称	事業概要(新規・一部新規の事業部分のみ)	事業費	一部新規	市町関連	重点施策	県民提案
43	環境生活部	4-2	災害廃棄物適正処理促進事業費	災害廃棄物適正処理促進事業費	災害時に発生する廃棄物の迅速な処理に向け、現場対応力の向上および量や混合廃棄物等の広域処理応援体制の強化を図るため、市町や関係団体と共に仮置場を実際に設置・運営する実地訓練を新たに実施するなど、人材の育成を進めます。	6,330	※		◇	
44	環境生活部	4-1	脱炭素社会推進事業費	脱炭素社会推進事業費	脱炭素に意欲的な企業と住民、行政等の関係者が連携して地域で必要とされる再生可能エネルギーの創出と利用を促進することで、地域脱炭素ビジョンを構築し、地域課題の解決にも資する脱炭素の取組を進めます。	14,624	※			
45	環境生活部	4-1	脱炭素社会推進事業費	県有施設脱炭素化推進事業	県有施設への再生可能エネルギーの最大限の導入をめざしてポテンシャル調査を進めるとともに、初期投資が抑えられるPPA(電力販売契約)等を活用したモデル事業を実施します。 また、電動車の導入と併せて使用電力の創エネ・蓄エネによるゼロカーボンドライブの推進と災害時の非常電源としての活用を図ります。	562,910				
46	環境生活部	4-2	プラスチック及び食品ロススマート利用促進事業費	プラスチック対策等推進事業費	プラスチックのマテリアルリサイクルを促進するため、排出事業者が容易に参加でき、リサイクルを行う事業者が効率的にプラスチックを確保できるオンライン上のマッチングシステムを新たに構築します。	28,117	※		◇	
47	環境生活部	4-2	プラスチック及び食品ロススマート利用促進事業費	CO2削減のための高度な技術を活用したリサイクル等促進事業費	廃棄処理が懸念される使用済み太陽光パネルや廃リチウムイオン電池等について、関連産業の振興および循環的利用に係る体制構築に向け、処理実態や将来の排出見込み等の把握に取り組みます。	13,346			◇	
48	環境生活部	12-1	人権擁護の推進費	差別解消条例推進事業費	人権問題を円滑かつ適切に解消するため、人権センターにアドバイザーを配置し、相談者に寄り添った質の高い相談体制を構築します。 また、不当な差別に係る紛争解決のため、「三重県差別解消調整委員会」を設置・運営します。	12,578			◇	
49	環境生活部	12-2	職業生活における女性活躍の推進費	みえの女性活躍発信事業費	女性が働きやすい魅力ある職場や取組について、県内高等教育機関と連携し、SNSを活用して若年女性などに広く情報発信するとともに、SNS活用を促す企業向け研修会を実施します。	6,352				□
50	環境生活部	12-2	職業生活における女性活躍の推進費	女性が輝く職場づくり事業費	女性が働きたい、働き続けたいと思う魅力ある職場づくりに向け、専門アドバイザーを企業に派遣し、社内アンケートや社内ヒアリングの実施・分析をふまえた課題の抽出をするとともに、取組改善策の検討や実施を支援します。	3,486				□
51	環境生活部	12-2	性別に基づく暴力等への取組費	「よりこ」潜在被害者支援・相談支援機能強化事業費	「よりこ」の相談体制の充実および認知度向上に取り組むとともに、ターゲットを絞った啓発や子どもたちの性被害を未然に防止するための取組等を強化します。	9,257			◇	
52	環境生活部	12-2	性別に基づく暴力等への取組費	子どもを性被害から守る！性被害に遭わせない！事業費	これまでの取組の成果を踏まえ、子どもを性被害から守るため、性被害発生時の教職員や支援にあたる市町等職員の対応力向上に取り組めます。 また、児童生徒が性暴力被害に遭わないための啓発や、性暴力根絶に向けた県民意識の高揚を図ります。	4,427				
53	環境生活部	16-1	多様な学びと文化による絆づくり事業費	県立文化施設を中核とした三重の新たな文化観光構築事業費	斎宮を核とした文化体験ルートを設定することにより、三重の文化について理解を深める機会を創出するとともに、さまざまな媒体を活用し、その魅力を効果的に発信していきます。また、文化観光推進法に基づく計画を策定し、文化観光の構築につなげます。	15,752			◇	
	環境生活部 計					677,179				

※令和5年度当初予算要求状況 参考資料(2)から抜粋

令和5年度重点施策枠事業一覧

(4) 時代の変化に対応し三重の産業を振興する

(単位:千円)

番号	部局名	施策	細事業名	事業概要	事業費
2	環境生活部	4-2	プラスチック対策等推進事業費	プラスチックのメテリアルリサイクルを促進するため、排出事業者が容易に参加でき、リサイクルを行う事業者が効率的にプラスチックを確保できるオンライン上のマッチングシステムを新たに構築します。	28,117
3	環境生活部	4-2	CO2削減のための高度な技術を活用したリサイクル等促進事業費	廃棄処理が懸念される使用済み太陽光パネルや廃リチウムイオン電池等について、関連産業の振興および循環的利用に係る体制構築に向け、処理実態や将来の排出見込み等の把握に取り組みます。	13,000
小 計					41,117

(5) 誰もが暮らしやすい社会をつくる

(単位:千円)

番号	部局名	施策	細事業名	事業概要	事業費
3	環境生活部	4-2	災害廃棄物適正処理促進事業費	災害時に発生する廃棄物の迅速な処理に向け、現場対応力の向上および量や混合廃棄物等の広域処理応援体制の強化を図るため、市町や関係団体と共に仮置場を実際に設置・運営する実地訓練を新たに実施するなど、人材の育成を進めます。	6,330
4	環境生活部	12-1	差別解消条例推進事業費	人権問題を円滑かつ適切に解消するため、人権センターにアドバイザーを配置し、相談者に寄り添った質の高い相談体制を構築します。	9,722
5	環境生活部	12-2	「よりこ」潜在性被害者支援・相談支援機能強化事業費	性犯罪・性暴力の被害者等が安心して相談でき、速やかに総合的で適切な支援が受けられるよう、引き続き、「よりこ」の相談体制の充実および認知度向上に取り組むとともに、誰にも相談できずに悩んでいる被害者などターゲットを絞った啓発や子どもたちの性被害を未然に防止するための取組等を強化します。	9,257
6	環境生活部	16-1	県立文化施設を中核とした三重の新たな文化観光構築事業費	斎宮を核とした文化体験ルートを設定することにより、三重の文化について理解を深める機会を創出するとともに、さまざまな媒体を活用し、その魅力を効果的に発信します。	14,079
小 計					39,388

令和5年度重点施策枠 合計((4)+(5))	80,505
------------------------	--------

※令和5年度当初予算要求状況 参考資料(2)から抜粋

令和5年度大規模臨時的経費事業一覧

(単位:千円)

番号	部局名	細事業名	事業費
I ア法令義務・債務負担行為			
6	環境生活部	斎宮歴史博物館管理運営費 (受変電設備改修工事(PCB含有物処分経費含む))	53,767
7	環境生活部	大気テレメータ維持管理費(大気汚染自動測定機器等更新)	64,044
I ア法令義務・債務負担行為 計			117,811
I イ 施設改修			
15	環境生活部	総合文化センター施設保全事業費(受変電設備等の改修) 総合文化センター舞台関連主設備計画修繕等事業費 (中ホール調光設備等の改修)	690,278
16	環境生活部	図書館管理運営費 (県立図書館閉架書庫上部広場防水工事)	5,546
17	環境生活部	美術館管理運営費 (LED照明等の改修、トイレ等の改修)	64,584
18	環境生活部	人権センター管理運営費 (高圧受変電設備更新修繕工事、空調用冷温水発生機更新修繕工 事、本館棟屋上防水・外壁改修工事)	10,809
19	環境生活部	みえ県民交流センター管理事業 (アスト津共用部に係る大規模修繕負担金)	4,282
20	環境生活部	環境試験研究管理費 (保健環境研究所庁舎設備修繕)	16,319
21	環境生活部	斎宮歴史博物館管理運営費 (いつきのみや歴史体験館空調設備取替工事)	89,717
I イ 施設改修 計			881,535
III ア その他(継続)			
6	環境生活部	浄化槽設置促進事業補助金(市町への補助)	131,629
7	環境生活部	環境修復後の保安全管理事業費(行政代執行終了後の産業廃棄物不 適正処理事案に係るモニタリング等の実施)	63,400
III ア その他(継続) 計			195,029
III イ その他(新規)			
7	環境生活部	県有施設脱炭素化推進事業費(ゼロカーボンドライブの推進)	19,534
III イ その他(新規) 計			19,534
合計			1,213,909

○参考「大規模臨時的経費として要求する事業の分類区分」

I 義務的度合が高いもの

- ア 法令で義務づけられた経費、及び債務負担行為が設定済みかつ契約済みの経費
- イ ア以外で、県有施設の老朽化等に伴う大規模改修・修繕工事にかかる経費

II Iより義務的度合は低いが、客観的な基準により真にやむを得ないと判断できるもの
情報システムにかかる保守期限の到来等に伴う改修経費

III その他の事業

- ア 継続事業
- イ 新規事業

※令和5年度当初予算要求状況 参考資料(2)から抜粋

令和5年度新型コロナウイルス感染症等対応事業一覧

(単位:千円)

番号	部局名	施策	細事業名	事業概要	事業費
24	環境生活部	12-1	人権啓発事業費	インターネット利用者に直接働きかけるターゲティング広告を通じて、新型コロナウイルス感染症に関する差別的な書き込み等の未然防止に向けた取組を実施します。また、ラジオ放送を活用し、正しい知識や情報に基づいた冷静な行動を呼び掛けます。	7,660
25	環境生活部	12-1	インターネット人権モニター事業費	インターネット上の差別的書き込みのモニタリング対象に新型コロナウイルス感染症を加え、実態把握を行います。	799
26	環境生活部	12-2	男女共同参画センター事業費	不安や困難を抱える女性への相談支援につなげるため、相談体制の充実や相談へのきっかけの場を設定します。	7,659
27	環境生活部	12-3	外国人住民に対する情報や学習機会の提供事業費	外国人住民に必要な新型コロナウイルス感染症に関する情報を、県多言語ホームページ(MieInfo)により、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、英語、ベトナム語、日本語(7言語)で、迅速に提供します。	968
28	環境生活部	12-3	外国人住民に対する情報や学習機会の提供事業費	多文化共生に関わる市民団体等と連携し、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る実行委員会を組織し、外国人コミュニティ等に効果的に情報が届くよう、啓発を実施します。	4,944
29	環境生活部	12-3	外国人住民の安全で安心な生活への支援事業費	新型コロナウイルス感染症に関する相談に対応するため、相談員を増員し、サポート体制の充実を図ります。	8,978
30	環境生活部	12-3	外国人住民の安全で安心な生活への支援事業費	日本語能力が十分でない外国人住民に対し、保健所での相談等に多言語で対応するため、外国語対応が可能な人材を配置し、保健所からの派遣要請に迅速に対応できる体制を整備するとともに、新型コロナウイルス感染症に関する資料等の翻訳にも対応します。	11,402
31	環境生活部	14-6	三重県私立学校物価高騰対策支援補助金	コロナ禍における原油価格・物価高騰による保護者の経済的な負担軽減及び教育活動の継続を図るため、私立学校における学校給食費等の価格上昇分を学校設置者に対して補助します。	22,963
32	環境生活部	16-1	文化活動再開支援事業費	文化団体等が総合文化センターのホール等を利用する際の施設利用料及び楽屋や空調設備等の附属設備の利用料、広報や委託等対象経費の一部を補助します。	8,000
新型コロナウイルス感染症等対応 合計					73,373

※令和5年度当初予算要求状況 参考資料(2)から抜粋

事業の見直し一覧(一般会計)

部 局 名	令和5年度当初予算編成における見直し事業件数			
	合 計	左 の 内 訳		
		廃 止	リフォー ム	休 止
環境生活部	2	2	0	0

(単位:千円)

	合 計	廃 止	リフォー ム	休 止
見 直 し 事 業 件 数	2	2	0	0
(上 段 一般財源)	(▲2,652)	(▲2,652)	(0)	(0)
見 直 し 事 業 費	▲ 5,699	▲ 5,699	0	0

※令和5年度当初予算要求状況 参考資料(2)から抜粋

事業の見直し調書

各記号の意味は、以下のとおりです。

「◆」…令和4年度重点施策枠のもの

「◇」…令和5年度重点施策枠のもの

「☆」…市町予算と関連があると考えられるもの

「▲」…いわゆる「当然減」によるもの

(単位：千円)

番号	部局名	細事業名	区分			令和5年度	令和4年度	差引	説明	R4 重点	R5 重点	市町 関連	当然 減
			廃止	リフォー ム	休止	当初要求額A	当初予算額B	A-B					
10	環境生活部	地域の文化資産活用促進 事業費	1			0	396	-396	事業実施期間終了に伴い廃止 します。				▲
11	環境生活部	孤独・孤立な立場にある子 どもの性被害支援強化事 業費	1			0	5,303	-5,303	事業実施期間終了に伴い廃止 します。	◆			
合 計			2	0	0	0	5,699	-5,699					

※令和5年度当初予算要求状況 参考資料(2)から抜粋